

平成19年度11月定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成19年12月17日～18日

場 所 第4委員会室

平成19年12月17日（月曜日）

委員外議員（なし）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づく重要生息地の指定について
 - ・平成19年台風第4号、第5号による山地災害の調査結果について
 - ・素材・製材品の生産状況と価格動向について
 - ・一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金の存在及び目的外水利用について
 - ・平成20年度以降の「米政策改革推進対策」について

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	山下	博三
委員		外山	三博
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		中野	一則
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		権藤	梅義

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部長	高柳	憲一
環境森林部次長 （総括）	野村	秀雄
環境森林部次長 （技術担当）	寺川	仁
部参事兼 環境森林課長	鈴木	康正
計画指導監	徳永	三夫
環境管理課長	堤	義則
環境対策推進課長	飯田	博美
自然環境課長	坂本	成海
森林整備課課長補佐 （総括）	日高	研二
技術検査監	星野	次郎
林業公社対策監	池田	隆範
山村・木材振興課長	楠原	謙一
木材流通対策監	河野	憲二
国土保全対策監	江口	勝一郎
林業技術センター 所長	黒木	由典
木材利用技術 センター所長	有馬	孝禮

農政水産部

農政水産部長	後藤	仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田	二郎
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩	一夫
農政水産部次長 （水産担当）	佐藤	信武
農政企画課長	玉置	賢
農水産物 ブランド対策監	服部	修一
団体調整監	假屋	義成
地域農業推進課長	岡崎	吉博
担い手対策監	土屋	秀二

営農支援課長	米良	弥
農業改良対策監	吉村	豊
消費安全企画監	吉田	周司
農産園芸課長	小八重	雅裕
畜産課長	荒武	正則
家畜防疫対策監	押川	延夫
農村計画課長	佐藤	公一
技術検査監	桑畑	政廣
国営事業対策監	矢方	道雄
農村整備課長	原川	忠典
水産政策課長	桑原	智
漁業調整監	那須	司
漁港漁場整備課長	関屋	朝裕
漁港整備対策監	野田	和彦
総合農業試験場長	齋藤	尚
県立農業大学校長	松尾	通昭
畜産試験場長	児玉	盛信
水産試験場長	田代	一洋

事務局職員出席者

議事課主幹	壱岐	哲也
政策調査課主査	千知岩	義広

○押川委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、執行部の不在についてであります。森林整備課の金丸課長が病気療養のため欠席する旨の不在届が提出されております。課長にかわりまして日高課長補佐が説明及び答弁を行いますので、御了承ください。

ますので、御了承ください。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元にお配りいたしております環境農林水産常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思います。ここがございますように、Ⅰの議案が3件ございます。大きいⅡとして、その他の報告事項3件、以上6件でございます。

それでは、1ページをお開きいただきます。

まず、平成19年11月定例県議会提出議案のうち、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」及び議案第21号「平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算」についてであります。

(1) 歳出予算の表をごらんください。この表は、議案第1号、第21号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正予算につきましては、一般会計が、表の中ほどより少し下の小計の網かけしている欄にございますように3億6,866万1,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は243億327万4,000円となります。また、特別会計につきましては、下から2段目の小計の欄にありますように7億5,900万円の増額をお願いしております。補正後の特別会計予算額は14億945

万円となります。この結果、表の一番下、合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして11億2,766万1,000円を増額いたしまして、補正後の環境森林部の予算額は257億1,272万4,000円となります。

次に、2ページをごらんください。まず、(2)平成19年度繰越明許費についてでございます。本年7月から8月の台風などによりまして、施工中の工事箇所が被害を受け、その対策工法の検討に日時を要したことなどから、翌年度への繰り越しを余儀なくされたものであります。その内容は、自然環境課所管事業で2件、繰越額で8億8,504万4,000円、箇所数で21カ所となっております。

次に、(3)地方債についてであります。県行造林造成事業における農林漁業金融公庫からの借入金について、低利の資金が創設されたことから、利息負担の軽減を図るために借り換え融資に必要な地方債を新たにお願いするものであります。

次に、3ページをごらんください。議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」は、住民の利便性の向上等の視点から、事務の取り扱いを希望する市町村に対しまして権限の移譲を行うものであります。今回、中ほどの表一2にありますように、①の騒音規制法に基づく規制地域の指定等に関する事務など8件を移譲することとしております。

次に、飛びまして、18ページをお開きいただきたいと思っております。その他の報告事項でございます。まず、1の「宮崎県野生動物の保護に関する条例」に基づく重要生息地の指定についてでございます。

(1)の概要にありますように、「宮崎県野生動物の保護に関する条例」に基づきまして、希少な野生動物が多く生息している高千穂町の五ヶ所高原ほか2地区を、本年11月に重要生息地として指定しましたので、その概要等を御報告いたします。

次に、20ページをお開きいただきたいと思っております。平成19年台風第4号、第5号による山地災害の調査結果についてでございます。平成19年の台風第4号、第5号によりまして県内で77カ所の山地災害が発生したところでありますが、このうち山腹崩壊の65カ所について、崩壊前の状況等を調査しましたので、その結果を御報告いたします。

次に、22ページをごらんください。素材・製材品の生産状況と価格動向についてでございます。最近の木材を取り巻く状況は、原油高や中国等における木材需要の高まりなどから、国産材へシフトする傾向が見られる一方で、住宅着工の減少などから木材需要が伸び悩んでいる状況となっております。このような状況の中で、素材及び製材品の生産状況や価格がどのように動いているのかを御報告いたします。

私からの説明は以上であります。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御報告いたします。

○堤環境管理課長 議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

常任委員会資料の3ページをお開きください。まず、(1)の権限移譲の概要についてありますが、県では、住民に身近な行政サービスはできる限り市町村で担っていただくことを基本に、権限移譲を推進しているところであります。今回、騒音規制法等に基づく知事の権限

に属する事務の一部について、住民の利便性の向上等の観点から、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲することとし、関係規定の追加を行うものであります。

市町村の選択による権限移譲のイメージとしましては、表一1のイメージ図をごらんください。図の左側にありますように、従来、県が直接住民にサービスを提供していた事務を、図の右側にありますように、取り扱いを希望したA市に移譲し、A市が直接住民サービスを提供し、それ以外の市町村、B市については従来どおり県が行うものであります。

今回、移譲を予定している事務は、表一2の①から⑧までの8件で、①から③の事務につきましては、今回初めて権限を移譲する事務であり、④から⑧につきましては既に権限を移譲している事務で、移譲する市町村を追加するものであります。このうち環境管理課の所管分は①から③の3つの事務であります。

なお、④から⑥の事務につきましては自然環境課から、⑦と⑧につきましては山村・木材振興課から後ほど説明いたしますので、よろしくをお願いします。

では、個別に説明させていただきます。右側の4ページをごらんください。①騒音規制法に基づく規制地域の指定等に関する事務であります。アの移譲する事務の概要にありますように、騒音規制法に基づく事務のうち、(ア)の騒音について規制する地域の指定及び公示に関する事務や、(イ)の規制基準の設定及び公示に関する事務などであります。これらの事務を、イにありますように都城市と延岡市に移譲しようとするものであります。ウの施行期日につきましては、平成20年4月1日を予定しております。なお、移譲する事務の内容につきましては下の

表のとおりであります。

次に、5ページをお開きください。②悪臭防止法に基づく規制地域の指定等に関する事務であります。アの移譲する事務の概要にありますように、悪臭防止法に基づく事務のうち、(ア)の悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び公示に関する事務などを、イの都城市と延岡市に移譲しようとするものであります。施行期日につきましては、平成20年4月1日を予定しております。なお、移譲する事務の内容につきましては下の表のとおりであります。

次に、右側の6ページをごらんください。③振動規制法に基づく規制地域の指定等に関する事務であります。これは、アの移譲する事務の概要にありますように、振動規制法に基づく事務のうち、(ア)の振動について規制する地域の指定及び公示に関する事務などを、イの都城市と延岡市に移譲しようとするものであります。施行期日につきましては、平成20年4月1日を予定しております。なお、移譲する事務の内容につきましては下の表のとおりであります。

環境管理課からは以上でございます。よろしくをお願いします。

○坂本自然環境課長 自然環境課の平成19年11月定例県議会提出議案につきまして御説明をいたします。

最初に、補正予算でございます。お手元の平成19年度11月補正歳出予算説明資料の15ページ、「自然環境課」の青いインデックスをお開きいただきたいと思います。表の3段目の左から2つ目の欄でございますけれども、今回、一般会計で3億6,866万1,000円の増額補正をお願いしておりまして、補正後の予算額は、右から3つ目の欄でございますように54億9,963

万4,000円となります。

それでは、補正内容について御説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、17ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は、(目) 治山費の補正でございます。初めに、表の6段目の(事項) 山地治山事業費は、山腹崩壊地等の荒廃山地の復旧整備や山地崩壊の未然防止を図る事業で、今回は国庫補助決定に伴う補正でございます。左から2つ目の補正額の欄に上げておりますように8,430万4,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄にございますように30億4,417万6,000円となります。

次に、その下の(事項) 地すべり防止事業費でございます。これも国庫補助決定に伴う補正で、7,204万2,000円の減額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、同じく右から3つ目の欄にございますように1億2,795万8,000円となります。

次に、一番下の(事項) 緊急治山事業費でございます。これは、今年の梅雨災害や台風第4号、第5号災害によりまして発生した私有林内の山地災害のうち、特に緊急性の高い5市町村の9カ所につきまして早急に復旧を図るために、不足する予算3億5,639万9,000円の増額補正をお願いいたすものでございます。この結果、補正後の予算額は、同じく右から3つ目の欄にございますように5億5,639万9,000円となります。なお、具体的内容については18ページの上段に書いてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

補正予算については、以上でございます。

続きまして、提出議案について、お手元の環境農林水産常任委員会資料で御説明させていた

だきます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。上段の(2) 平成19年度繰越明許費についてでございます。自然環境課では、表に掲げておりますように、山地治山事業と緊急治山事業で、21カ所、総額8億8,504万4,000円をお願いいたしております。主な繰越理由として、山地治山事業につきましては、台風等で工法や事業計画などを変更する必要が生じたこと。また、緊急治山事業につきましては、国庫補助決定が年度末となることから工期が不足するために、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の自然環境課分について御説明させていただきます。

同じ資料の7ページをお開きいただきたいと思います。まず、④の愛玩鳥類及び傷病鳥獣の捕獲の許可等に関する事務でございます。アの移譲する事務の概要にございますように、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務でございます。ア)の愛玩鳥類であるメジロの捕獲や傷病鳥獣の捕獲許可に関する事務や、イ)の傷病鳥獣を30日を超えて保護する場合の飼養登録に関する事務等でございます。これらの事務につきましては、既に今年4月までに15市町村に権限を移譲しておりますけれども、イにございますように、今回、新たに日南市及び三股町の1市1町への権限を移譲するものでございます。あわせて、ア)の米印にございますように、現行条例から「ホオジロ」を削除するものでございます。施行期日につきましては、ウのとおり平成20年4月1日を予定しております。移譲する事務の内容につきましては下段の表のとおりでございます。

次に、右側の8ページをごらんいただきたいと思ひます。⑤の販売禁止鳥獣等の販売の許可等に関する事務でございます。アの移譲する事務の概要でございますように、これも鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務でございます。ア)の販売禁止鳥獣であるヤマドリやその卵等を販売するための許可に関する事務などであります。この事務は、既に今年4月から9市町村に権限を移譲しておりますが、イ)でございますように、今回、新たに都城市及び日南市へ権限を移譲するものでございます。施行期日につきましては、ウ)のとおり平成20年4月1日を予定いたしております。なお、移譲する事務の内容につきましては下段の表のとおりでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、9ページをお開きいただきたいと思ひます。⑥の保安林の指定及び解除等に関する事務でございます。この事務は、森林法に基づきまして、地域に密着し局所的な機能を發揮している落石防止や保健保安林など、森林法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成するための保安林に係る事務を移譲するものでございます。移譲する事務は、ア)でございますように、ア)の指定・解除に関する事務、イ)の指定施業要件の変更に関する事務、ウ)の立木伐採の許可に関する事務から、ケ)の台帳の調製及び閲覧に関する事務まででございます。これらの事務は、本年4月から既に都城市に移譲いたしておりますけれども、今回、イ)でございますように、新たに日南市に移譲しようとするものでございます。施行期日につきましては、ウ)にありますように平成20年4月1日を予定いたしております。なお、移譲する事務の内容につきましては、9ページの下段から12ページにかけ

ての表に掲げておるとおりでございます。

自然環境課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○日高森林整備課長補佐 森林整備課でございます。当課の11月補正予算について御説明いたします。

お手元に平成19年度11月補正歳出予算説明資料として2冊お配りしてございますが、「(議案第21号)」と記載しております薄い別冊のほうで御説明させていただきます。資料の3ページをお開きください。森林整備課の11月補正は、表の4段目の左から2つ目の欄にありますとおり、特別会計で7億5,900万円を計上しております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄になりますが、一般会計、特別会計合わせまして110億3,757万3,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。5ページをお開きください。今回、特別会計で補正をお願いしておりますのは、拡大造林事業特別会計であります、中ほどよりやや上の(事項) 県行造林造成事業費160万円の増額補正でございます。これは、立木売り払い代金の増額による分収交付金の増額等を行うものでございます。

その下の(事項) 元金7億4,550万円の増額補正及び一番下の(事項) 利子1,190万円の増額補正の2つについてであります。これは、農林漁業金融公庫の借入金について、より低利な資金への借り換えを行うために必要となる元金、利子の繰り上げ償還に係る経費を計上したものでございます。

恐れ入りますが、お手元の常任委員会資料にお戻りいただきたいと存じます。常任委員会資料の2ページをお開きください。下の表(3) 地方債についてであります。県行造林事業につ

きましては、これまで農林漁業金融公庫からの借入金を造成費の一部に充ててきたところですが、伐採時期を従来から10年以上延長することを条件とした、より低利な施業転換資金が創設され、今後20年間の利子負担軽減額として9,000万円余が見込まれますことから、今回、借り換え融資に必要な地方債をお願いするものであります。当初、借り換えに伴う議案につきましては2月補正予算をお願いする計画でしたが、今回の地方債に対する国の同意予定日が来年2月に設定されましたことから、追加で上程させていただいたものであります。

森林整備課関係は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の山村・木材振興課の分について御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。⑦の入会林野整備計画の認可等に関する事務についてであります。移譲する事務は、アにありますように、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく次の事務で、(ア)の入会林野整備計画等の受理及び認可に関する事務から、(キ)の入会林野整備計画等の認可に伴う公告及び登記の嘱託に関する事務までの7つの事務を権限移譲することとしております。これらの事務につきましては、本年4月から都城市に既に権限移譲を行っておりますが、今回、イの移譲市町村にありますように、日南市に移譲しようとするものであります。また、施行期日につきましては、ウにありますように平成20年4月1日を予定しております。なお、移譲する事務の内容につきましては、下段から14ページにかけての表のとおりであります。

次に、15ページをお開きください。⑧の生産森林組合の設立の認可等に関する事務についてであります。移譲する事務は、アにありますように、森林組合法に基づく次の事務で、(ア)の生産森林組合の各種認可に関する事務等から、(シ)の生産森林組合の議決、選挙及び当選の取消しに関する事務等までの12の事務を権限移譲することとしております。これらの事務につきましては、先ほどの入会林野と同じく、4月から都城市に移譲を行っておりますが、今回、イの移譲市町村にありますように、日南市に移譲しようとするものであります。また、施行期日につきましては、ウにありますように平成20年4月1日を予定しております。なお、移譲する事務の内容につきましては、下段から17ページにかけての表のとおりであります。

以上であります。よろしく御審議方お願いいたします。

○坂本自然環境課長 続きまして、報告事項について説明させていただきます。

環境農林水産常任委員会資料の18ページをお開きいただきたいと思います。その他の報告事項でございます。自然環境課からは2件ほど報告をさせていただきます。

初めに、1の「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づく重要生息地の指定についてでございます。

まず、(1)の概要についてでございます。当条例に基づきまして、去る11月29日に高千穂町五ヶ所高原ほか2地区を、今回初めて重要生息地として指定をいたしたところでございます。指定された重要生息地につきましては、地域住民の方々に希少野生動植物の生息状況や保護活動の重要性を認識していただき、県民と一体となって生息地保護に取り組んでいくことと

いたしております。

次に、(2)の指定の理由についてでございます。これらの地区には多数の希少野生動植物が生息しておりまして、また、地域住民による継続的な保護活動が行われることによりすぐれた生息環境が維持されておりますことから、指定を行ったものでございます。

次に、(3)の重要生息地の指定地区につきましては、表にございますように、高千穂町の五ヶ所高原重要生息地、高鍋町の高鍋湿原重要生息地、及び串間市の笠祇・古竹草原重要生息地の3地区でございます。

各地区の概要につきましては、右側の19ページをごらんいただきたいと思っております。まず、一番上の五ヶ所高原重要生息地についてでございますけれども、ここは、地元小学校や地域住民による保護活動等により草原の生息環境が維持され、本県で絶滅のおそれのある野生動植物などが掲載されている県レッドデータブックに掲載された種が28種生息をいたしております。写真は高原の全景や地元の三秀台付近の様子でございます。

次に、このページの中段でございます。高鍋湿原重要生息地でございますが、ここは、地元高鍋湿原保全会による保護活動などにより湿原の生息環境が維持されておりまして、サギソウなどの県レッドデータブック掲載種が25種生息をいたしております。写真は湿原の全景やトンボの橋付近の様子でございます。

最後に、一番下の笠祇・古竹草原重要生息地についてでございますが、ここは地域住民により昔から野焼きが行われており、九州では珍しい暖地性草原の生息環境が維持されております。また、県レッドデータブック掲載種が23種生息をいたしております。写真は草原の全景や野

焼きの様子等でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、20ページをお開きいただきたいと思います。2の平成19年台風第4号、第5号による山地災害の調査結果についてでございます。

まず、(1)の調査の内容についてであります。平成19年は台風第4号、台風第5号により県内で77カ所の山地災害が発生いたしまして、このうち山腹崩壊が65カ所でございます。この65カ所につきまして崩壊前の樹種や年齢別被害状況等を調査いたしたところでございます。表の山地災害の発生状況をごらんいただきたいと思っております。左から2列目でございますように、台風第4号で45カ所、その右の台風第5号で32カ所、合計で77カ所の山地災害が発生いたしまして、被害総額は17億3,500万に及んでおります。内訳といたしましては、表の中ほどに太字でお示しをしておりますように山地崩壊が65カ所、被害額が14億4,700万円、また下段の溪流被害が12カ所で、被害額が2億8,800万円であります。今回はこのうち山腹崩壊の65カ所につきまして調査をいたしたところでございます。

なお、2つの台風で発生した山腹崩壊の管内別内訳を中ほどの表に掲げておりますが、中でも表の2段目の西臼杵支庁管内と3段目の東臼杵農林振興局管内を合わせますと47カ所となっております。全体の4分の3を県北部で占めておるところでございます。

次に、(2)の調査項目でございます。①の崩壊地の植生区分、②の樹種別、年齢(林齢)別被害状況、③の植栽未済地の有無の3項目について調査をいたしたところでございます。

次に、右側の21ページをごらんいただきたいと思っております。(3)の調査結果でございます。まず、①の崩壊地の植生区分でございますけれ

ども、表にお示しいたしておりますように、針葉樹林の崩壊箇所が21カ所で全体の3分の1ほどを占めており、面積は12.25ヘクタールでございます。その下の段の広葉樹林も同じく21カ所で全体の3分の1ほどを占めており、面積は1.39ヘクタールでございます。その下の針葉樹と広葉樹の混交箇所は8カ所でございます、面積は15.68ヘクタールで、面積で見ますと全体の半分強となっております。竹林は2カ所で、面積は非常に少なく0.06ヘクタールでございます。その他の人家裏の原野等は13カ所で、面積は0.75ヘクタールでございます。合計65カ所、面積30.13ヘクタールとなっております。

次に、②の樹種別、齢級（林齢）別被害状況についてでございます。まず、アの針葉樹林につきましては、表の右から4番目でございますように、箇所数では樹齢31～35年生のⅦ齢級と樹齢36～40年生のⅧ齢級が最多で、6カ所ずつとなっております。面積ではⅦ齢級が最も大きく、針葉樹林全体の約5割を占めております。次に、その下のイの広葉樹林でございます。崩壊は各齢級ごとに満遍なく発生をしておりますけれども、1カ所当たりの面積は0.07と非常に小さいものとなっております。次に、ウの針葉樹林と広葉樹林の混交でございますけれども、崩壊は8カ所でございますが、林齢36～40年生のⅧ齢級以上が4カ所ございます。それらの面積を合わせますと13ヘクタール余りで、全体の8割強を占めたところでございます。

最後に、一番下の③、植栽未済地の有無につきましても調査をしたところでございますが、今回は植栽未済地での崩壊はなかったところでございます。

自然環境課からの報告は以上でございます。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課関係のその他の報告事項について御説明いたします。

同じく委員会資料の22ページをお開きください。3の素材・製材品の生産状況と価格動ついてであります。

まず、(1)の素材についてであります。表一1に直近の5カ年間のデータをまとめておりますが、本県の素材生産量は、表の2段目にありますように、資源の充実に伴いまして増加傾向にありまして、右端の18年次は126万8,000立方メートルとなっております。このうちスギにつきましては、その下の段にありますように、18年次が111万9,000立方メートルと全国生産量の7分の1のシェアを誇り、平成3年から16年連続全国第1位となっております。表の4段目の原木市場取扱量ですが、県内には17の木材市場があり、18年次は94万2,000立方メートルが市場を通じて流通し、これは県内素材生産量の74%に相当します。表の一番下の素材年度平均価格（スギやヒノキなどすべての樹種の平均価格）は、18年度は1万900円と、過去最低を記録しました17年度の9,000円からはやや回復しております。

次に、下の図一1に最近の素材取扱量と平均価格の動向を示しております。18年の1月からことし10月までの月別の推移をグラフ化したものですが、棒グラフが県内17市場の素材取扱量の合計、折れ線グラフは県森連市場の平均価格をあらわしております。素材の取扱量や価格は天候や需要動向などによって変動しますが、中ほどの平成18年7月の棒グラフを見ていただきますと、徐々に取扱量が増加しておりまして、19年2月の一月当たりの取扱量が10万2,000立

方メートルと10万立方メートルを超えるとともに、折れ線グラフの価格も1万2,200円になっております。これは、原油価格の高騰やユーロ高、さらには中国を初めとする世界市場での木材需要の拡大等によりまして外材の価格が上昇するとともに、その安定的な確保にも不安が生じ、一部の住宅メーカーなどで国産材を見直す動きも見られ、国産材の需要増への期待が一気に高まったことなどが要因と考えられます。

一方、本年7月になりますと、取扱量は5万8,000立方メートルと大きく減少し、価格も9,300円まで下がっております。これは、長雨や県北に大きな被害をもたらした台風4号の影響によりまして、地域によっては一部出材ができなかったことや、製材品の出荷量が、期待に反し横ばいからやや減少傾向で推移してきたこと、あるいは製品需要が増加すると見込んでいた製材工場では素材の在庫を多く抱えていたことなどが要因と考えられます。秋に入りまして出材が落ちつきを取り戻し、需給が幾分持ち直してきたことから、素材価格が1万円前後の水準にまで回復し、10月の平均価格は1万400円と幾分回復してきております。

次に、右のページの(2)製材品の動向ですが、表一2の下段にありますように、18年次の製材品出荷量は68万8,000立方メートルと、17年次に比べてやや減少しております。しかしながら、中ほどにあります人工乾燥材生産量は、乾燥施設の整備に積極的に取り組んできたことにより着実に増加してきておりまして、18年次は20万5,000立方メートルと、製材品の3割に当たる人工乾燥材が生産されるまでになっております。

次に、下のほうの図一2に最近の製材品出荷量と価格の動向を示しております。県内の製材

工場における月別の製材品出荷量を棒グラフで、人工乾燥した県産スギ柱材の首都圏での取引価格を四角の折れ線グラフで、未乾燥のスギ柱材(グリーン材)の県内での取引価格を三角の折れ線グラフであらわしております。製材品の価格と出荷量は、需要の大部分を占めます住宅着工の動向に大きく左右されるところでありまして、18年の後半は、国産材への追い風等もありまして出荷量は増加傾向で推移したところです。また、最近の製材品価格は、首都圏等におけるスギ乾燥材が1立方メートル当たり5万2,000円、県内で主に流通しますスギの未乾燥材は3万3,000円ほどで取引されております。

しかしながら、本年6月20日に施行されました改正建築基準法による建築確認申請業務の厳格化などによりまして住宅着工戸数が大きく減少しております。本年6月以降の製材品の出荷量及び製材品価格は、本県では大きくは落ち込んでおりませんが、首都圏等において集成材の柱などが急激に下落してきており、製品の荷動き、価格ともに予断を許さない状況にあります。今後とも関係団体と連携を図りながら、品質の確かな製品づくりの推進や安定的な素材の供給体制づくりを進めまして、県内外への県産材の需要拡大に努めてまいりたいと考えております。

山村・木材振興課の説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案第1号、第4号及び第21号について質疑はございませんか。

○満行委員 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてです。説明をいただきまして、どういう事務が移譲されるかは理解

できたんですが、根本的な問題がわからないものなので教えてほしいんです。保安林の指定・解除——保安林とはどういうものか、入会林野とは何ぞや、生産森林組合とは何ぞやという基本的な部分を教えていただきたいと思いません。

○坂本自然環境課長 まず、保安林についてでございます。保安林は森林のいろんな公益的機能を持っておりまして、そういった機能がさらに広大に発揮されるように、保安林として指定をいたしまして管理するものでございます。では、どういった保安林があるかと申しますと、一番面積的に大きなものが水源涵養保安林、これが*7～8割を占めていると考えております。それから土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林といったものです。この3つについては、大臣の事務、県知事の事務になっております。説明の中で4号以下の保安林と申しましたが、これは飛砂防備保安林、防風保安林、落石防止保安林、防火保安林、保健保安林、風致保安林などの指定については、面積的にも非常に小さいというか、森林を守るといった面ではそんなに大きな影響はないということから、市町村に事務をお願いするものでございます。

○江口国土保全対策監 まず、入会林野について御説明をさせていただきます。入会林野につきましては慣習的な権利ということになります。が、森林を一定の住民が、自家用の薪炭材とか飼料等に採取する目的で利用してきたもので、民法で定めている権利でございます。これにつきましては県内に現在残されておりますのが111件の5,754ヘクタールでございます。

次の生産森林組合でございますが、これは森林組合法で規定されております組合の一つの形態でございます。組合員が労働力と資本ない

しは森林を持ち寄りまして、組合の所有ないし保有する森林を経営する共同組織と定められております。これにつきましては県内に63組合が現在設置されているところでございます。

○満行委員 余りよくわからなかったんですけど、保安林法第25条第1項第4号から第11号というふうに9ページになっていますけど、4号から11号に係る分が一番多かったのは水源涵養で8割、それ以外に土砂崩壊とか防風、防火などが4号から11号に該当する事務ということですか。

○坂本自然環境課長 そのとおりでございます。4号から11号に係る分については局所的なものがございまして、そういったものの保安林ということでございます。

○満行委員 山村・木材振興課、15ページに63生産森林組合があるということですが、63もあるということですが、余りぴんときません。30市町村に満遍なく設立してあるわけですか。

○江口国土保全対策監 これにつきましてはどちらかといいますと県北のほうに偏っておりまして、西臼杵、東臼杵だけで56組合でございます。

○井本委員 事務事業の移譲というのは、何らかの大きな計画が最初にあって、それを少しずつ何かの条件が満たされたときにやっているんだらうと思うんですけども、その辺の大きな計画と、どういう要件が満たされたときに移しているのか、その辺お聞かせください。

○鈴木環境森林課長 御存じのように、地方分権推進計画というのがありまして、それを受けて地方分権一括法が平成12年4月1日に施行されました。この一括法によりまして各種の法律を改正しているわけですが、その中で地方自治法の改正がございまして、市町村に対して県の

※19ページに訂正発言あり

事務を移譲してもよろしいという規定が新たに盛り込まれたところでございます。この基本的な考え方としまして、住民に最も身近な地域の実情に応じた基礎自治体と市町村をとらえまして、市町村でやれるものは県の事務をおろしたほうがいいんじゃないかということでございます。

そういうことで、県では、「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」をつくりまして市町村に移譲を始めたということです。実際は、平成12年4月1日はそう多くの事務が移譲されているわけではございません。

委員の御質問につきましては、18年3月に権限移譲推進方針をつくりまして、市町村に、この事務がいいのではないかとぽんと一括でおろすのではなくて、移譲する事務をパッケージといいますか一つに取りまとめまして、その中から市町村が希望するものを選択してもらっておろしていく。これは必ずしもパッケージにこだわっているわけではなくて、パッケージの中の一部でも市町村が望む事務については権限移譲していきますということで、今回、委員会資料の3ページにありますような事務につきましては、市町村の希望によって権限移譲していくという段取りになったところでございます。

ちなみに、上のほうの環境管理課の分の都城市、延岡市への権限移譲が3つございます。これにつきましては、全市町村におろしてもいいもの、あるいは人口10万以上でないとできないもの等市町村の規模を考えまして、この3つの事務につきましては10万人以上の市ということで、都城市、延岡市に今回おろすことになったということでございます。

○井本委員 大体わかりましたが。

パッケージというのは、今言った10万以上と

かそれ以下とかいうふうに考えてつくっているんだろけれども、そもそも我々が地方分権というときには、市町村にまたがっていることが県がやることで、またがっていないことは個別にやらせたらいいじゃないかと思えますけれども、大体そういう考えでいっているわけですか。

○鈴木環境森林課長 県知事が行う事務につきましては全市町村を対象にしているわけですが、個別の事例でいきますと、市町村にやらせてもいい事務というのがあるわけですが。これについては市町村でやればスピーディーに処理ができると、いろんな観点からできるということで、権限をおろすということが、国の方向、あるいは県の方向でございます。

○井本委員 今度の場合は予算的措置はないみたいですがけれども、将来的には、ある程度やっていくとそういうところはどのようなふうになるんでしょうか。

○鈴木環境森林課長 移譲される事務につきましては、交付金が市町村に交付されます。これは一定の基準によって1件幾らと算定した金額でございます。

○中野委員 関連しまして、議案第4号の件ですが、環境管理課が管轄する騒音、悪臭、振動、10万人以上でとりあえずは都城市、延岡市ということでしたが、宮崎市は該当しなかったんですか。

○堤環境管理課長 宮崎市は平成10年に中核市になっておりまして、その段階で既に県と同格の権限を持つということで、実際事務を行っております。

○中野委員 10万人以上ですが、10万人以下に枠が広がるという見通しはあるんですか。

○堤環境管理課長 今回は10万人以上ということで考えておりますけれども、その実施状況を

見まして、それ以下の市町村でもできるような状況であれば、希望を募って、希望する市町村には権限移譲したいと考えております。

○中野委員 これは、条例の改正とか、県の権限でできるということですか。

○堤環境管理課長 権限移譲の推進方針の中にメニューを出しておりますので、その条件を変えていけばできるということになります。

○中野委員 ぜひ拡大してほしいと思います。

それから、自然環境課の保安林の指定・解除とか、山村・木材振興課の入会に関する件、あるいは生産森林に係る事務、まだ日南、都城だけということですが、これについては他市町村も申し込めばできるんですか。

○坂本自然環境課長 ほかの市町村からも希望が出されれば事務を移譲することになるかと思えます。

○中野委員 権限移譲に関しては、住民サービスをいかにして提供するかというのが目的ですよ。私も今回、一般質問でもさせていただきましたが、非常に市町村、特に市はばらつきが大きいんです。都城は非常に積極的に取り組まれておって、中核市の宮崎市をしのぐ実績があるんです。首長の取り組む姿勢によって変わるのかなという気もしましたし、また、市町村の職員のサボタージュと言うわけにはいかんでしょうが、積極的でなければ余り申し込まないのかなという気がしました。

それで、下のほうの保安林あるいは入会、生産森林組合というのはかなり田舎の市町村も関係する事務ですよ。こういうのは、申し込みがなくても、県のほうから積極的にどうですかということとはされないものでしょうか。

○鈴木環境森林課長 これは市町村の希望ということでやっておりますが、県のほうとしまし

ては、行政経営課のほうで市町村を集めて説明会を開催して、こういった事務のパッケージがありますと、希望するところとはいうことで説明をしているところですが、市町村の体制とかいろいろなものもありますので、そこら辺は希望がない部分もあるかとは思いますが。

○中野委員 ある程度県のほうが指導しないと、市町村の権限移譲が隣同士で大体似たような件数なんです。横並びで、まだ隣がしていないから自分はまだだろうというような感じが見受けられます。中山間地、過疎化とかいろいろ問題があるところですので、行政サービスの提供がより多くなるように積極的に指導してもらえばいいかなというふうに思います。要望しておきます。

○坂口委員 建前論ですけど、今、県全体で2,800ぐらいメニューを市町村に示していると思うんです。その中で環境森林部がどのぐらいのメニューを示しているのか、その中でどれぐらい手を挙げてきたのか。

○鈴木環境森林課長 環境森林部関係で言いますと、今回は、ここにありますように都城と延岡、日南が上がっております。

○坂口委員 そうじゃなくて、今、2,800ぐらいメニューを市町村に県が示しているんです。その中に環境森林部所管の事務量がどれぐらいあるのかということと、市町村に譲ったものが何ぶぐらいあるのか、進捗を知りたいんです。

○鈴木環境森林課長 指針の中に項目がございますけれども、その中で幾つとか、その後の進捗をカウントしておりませんので、申しわけないんですけど、今答えることはできません。

○坂口委員 そこが一番肝心なところだと思うんです。今、自分らが何ぼメニューを示して、ここ何年間で幾つ譲った。その進みは速いのか

遅いのかを判断しながらやっていかないと。今、中野委員が指摘されたように好ましいことなんです、身近なところでスピーディーにというのは。

僕は進んでいないと見ているんです。それはなぜかという、先ほど交付税措置があると言われましたが、県が年間に300なら300ぐらいやっていて、交付税が来るときは掛ける300です。ところが、市町村に譲って1年に1本あるかないかの交付税で、そのために事務量がふえれば定数の適正化にも影響するんです。そのために1人減らす減らさないで、何百円か何千円しかつかないような交付税を当てにしながらでは人が雇用できない。そこに限界が来ていると思うんです。そこを行政経営課任せではなくて、環境森林部としてこれだけのメニューを示しているけど、どこも手を挙げてこないよというものとか、中には有害鳥獣をいくつかの町へ権限移譲しましたよね、人口の縛りが無いから。ところが、小さい町が有害鳥獣を勝手に出したって、ドンと鉄砲の音が一発すれば隣の山に逃げ込んでしまうんです。そういうものこそ連携でやっていかないと何の効果もなさない。今の各委員からの指摘は大きい問題で、行政経営課中心に効率性とかを期待して移譲したものが——有害鳥獣の捕獲許可とか、今度の鳥獣に係るもの、メジロの捕獲とかいうのもありましたけど、こういうのがより効果を発揮できるかどうかという検証を進めながらやっていかないといけないんじゃないかと思うんです。

○坂本自然環境課長 今、メジロの飼養登録、メジロの捕獲許可、有害鳥獣の捕獲許可といった話が出てまいりましたけれども、愛玩鳥のメジロ等の飼養登録につきましては、昭和63年に完全に移譲したところでございます。それから

有害鳥獣の捕獲許可につきましては、平成8年に既に*全市町村に移譲いたしておるところでございます。

○坂口委員 有害鳥獣の捕獲許可、全市町村に平成8年、それは間違いはないですか。

○坂本自然環境課長 平成8年に全市町村に移譲しております。

○坂口委員 僕の勘違いかな、もう一回見てください。有害鳥獣、市町村が許可出せるようになったのはそんなに古かったですか。

○坂本自然環境課長 平成8年に移譲いたしております。

○坂口委員 それからもう一件、今度の拡大造林の借り換え7億4,000万、これは利率が5%以内の金利ということになっているんですけど、今の時点で金利は決まっていないんですか。

○日高森林整備課長補佐 現行の利率は2.4%でございます。

○坂口委員 5%以内のものに借り換えますよという意味の資料の説明ですよ。解釈の仕方は。金利は……。

○日高森林整備課長補佐 現行の利率が2.4%でございます。実際の適用金利は、今後の金融情勢の動向により変更されることがあるため、議案では余裕を見て5%以内とさせてもらっております。

○坂口委員 メリットのの一つが、金利負担が今後9,000万ぐらい軽減できるというふうに聞いているんです。金利分だけで。大きいなと思っていたんですけど、これが将来5%以内で変動する可能性があるよというのでは、今までの説明がちょっと問題だと思うんです。2.4%超えれば逆ざやになりますよね。

○日高森林整備課長補佐 失礼しました。先ほ

※19ページに訂正発言あり

ど現行の利率が2.4%と申しましたのは、農林漁業金融公庫の現在の借り換え資金の利率が2.4%ということで、今回借り換えをします金利は3.0~3.9%でございます。金額ベースでいきますと96%が3.5%の資金でございます、それを2.4%に切りかえるということでございます。その差が9,000万円を見込んでおるということでございます。

○坂口委員 5%以内で借りているものを2.4%に借り換えるという意味の説明。2.4%は固定されるわけですね。

○日高森林整備課長補佐 はい、固定されます。

○榎藤委員 2ページですが、繰越明許費が表示してあるんですが、災害の発生箇所というのは、非常に山間へき地という表現が悪いですが、そういう現場で起こると、近年の公共事業減で業者の事業能力が落ちてきておる。現時点でやらなきゃいかんことと、やれる事業能力はどういう状況になっているのか。

○坂本自然環境課長 災害関係につきましては、災害発生年度に実施をいたします緊急治山事業とか、後年度に復旧をいたします復旧治山事業等で対処しております。本年度は、御承知のとおりかと思いますが、一般競争入札にしておりますので、現時点の災害復旧工事の発注状況から見ると、すべて発注したものは受注をいただいております。

○榎藤委員 指名競争から一般へということで、入郷の奥あたりの工事を日向の業者が上って行って飯場を組んでやるとか、そういう形があるという説明になるんですか。椎葉なら椎葉の業者ですぐにやれないというのは従来からあったわけですが、やらなきゃいかん事業の量というか災害の状況、それに対応できる業者の事業能力を聞いたんです。

○坂本自然環境課長 災害復旧工事につきましてはいろいろな形態がございまして、山腹の崩壊とか地すべり防止工事などがございまして、山腹の崩壊等につきましては、規模的にはそんなに大きくないと申しましょうか、数千万から1億ぐらいです。それから、地すべり工事等につきましては非常に規模が大きくて、1億から2億かかる場合もございまして、こういった地すべり防止工事等におきましては県内一円を対象に入札を執行しておりますので、例えば日之影町の星山の地すべり防止工事の箇所等については、県内一円から応札されて落札されているといった状況です。それから諸塚村の中ノ俣につきましても県内一円から入札して応札されているといった状況でございます。

○榎藤委員 道路の災害で、交通規制等がある、便利の悪いところは30分も車をとめることがあります。治山関係ではそういうのはないのかもしれませんが、業者が広域化して従前よりも事業等がスピーディーに行われるということか、一般競争入札になって、これは一面いいところであり、また地元の業者としては困るところでもあると思うんですが、今回、指名が一般になったことによって変わらんのか、それとも変わってきているのか。受注体制が広域化して流動化しているというものが見れるかどうか。1年ぐらいではそう変わらんのかなという気がします。時間の関係でこれ以上言いませんが、後で請けた業者の地域性を教えていただければということで、これは要望にとどめます。

それから、その下の欄で、先ほど坂口委員が言われたのと同様関係あるんですが、説明が不足していたんじゃないか。交渉によって2.4%は変わるかもしれんけど、3.5~3.9%の7億4,000万円を借り換えますと、括弧書きでもいいから

資料を工夫してほしい。

もう一つは、民間では金利の1,000何百万の負担が出てきたときだけ決裁を受けるような格好ですが、県の事業のやり方というのは新規と借り換えがずっと足していくものだから、借り換えの分は水増しされるような感じで、7億4,000万についてはどこかでマイナスが立つはずなのに、どんどん足されていく事業量になる表現かなと思っております。それで新規と借り換えの事業量は表示がわかるようになるかどうか。残高を見れば、残高はふえることはないわけだからいいんだけど。マイナスの表示は出てこなくてプラスだけ出てくればいい。例えば森林関係で100億使いますといったのが、この方式でいくと事業量がふえていくじゃないかと、残高は変わらんけれども。民間では、実際に経費を伴う、ここで言う金利の1,100万とかは出てくると思うんです。これは決裁を受けるためだけの手続なのかわからんですが、決算表示上は事業費がふえる決算になるのかどうかというのがわからんですね。

○池田林業公社対策監 おっしゃるとおり、これは借り換えに要する費用でございますので、起債を起こしまして、その分で借り換える。したがって、将来の利息が安くなる分だけ、利息軽減効果があらわれる。ですから、借りた元金は変わりません。おっしゃいましたように、これだけ見ると単に借入金だけがふえていくように見えますので、書き方につきましては財政課等とも相談していきたくと思います。

○榑藤委員 それから、満行委員が聞いたのと同じようなことで、6ページの振動規制法は、具体的には国道の話なのか、事例があれば説明をお願いします。

○堤環境管理課長 振動規制というのは、もち

ろん道路振動もございませけれども、基本的には、工場等が配置されていて、用途地域によって規制地域に指定します。その規制地域にある振動を発生する設備等を設けている場合に、敷地境界で規制がかかるといったものでございませ。

○榑藤委員 9ページ、これについて水源保安林の割合が一番多いということでしたが、水源等については、木の伐採等も計画的にやりにゃいかんというので県も関与してきた。県が中身をチェックしているのかどうか。例えば、水源涵養林だから、一遍に切れば水が枯れますよね。そういう立場からするのか。ただ森林組合でやったことをそのまま追認するのか。仕事の中身、書類上移管するということがなくて、県が作業みたいなことをしていたのか。

○坂本自然環境課長 保安林を指定した場合には、指定施業要件ということで伐採量を制限したり、2年後には植栽をなさいということが法律上決められておまして、そういうことを指導いたしておるところでございます。今回移譲いたします4号から11号の保安林については、保安林ということですから当然そういった条件はつきますが、この中身については、市町村の職員に事前に、こういう内容で事務をやってくださいといった説明もいたしております。また、事後に相談があった場合等については、相談を受けたりアドバイスして進めてまいりたいと考えております。

○榑藤委員 13ページの入会林野については、造林計画を出したり、伐期が近づいてきたら売ってもいいというようなことを集団でやっているということはわかるんですが、県、国の関与がわからないので、この事務手続がどういうことをしているのか。近代化の助長云々という

法律もわからないんです。

○江口国土保全対策監 入会林野の関係は、非常に古くから権利を持っていて、どちらかといいますと利用権みたいな、権利として慣習的に残っている制度でございます。いわゆる入会権として民法上定められておりますけれども、共同的な形で残っておるものですから、それを明らかな形の権利に直して整備計画をつくりまして、最終的には登記所のほうに登記嘱託をしてやるためのいろんな事務を行っております。それを地元の市町村に権限移譲したいということでございます。

○権藤委員 それが認知されて動き出しますよね。そうすると山を売ってどうこうというのは、その人たちで分けたりするんですね。そういうときも手続の書類が来るんですか。

○江口森林保全対策監 これにつきましては、登記嘱託をすれば、個人の場合もありますし、生産森林組合等の団体が権限を取得される場合もあるわけですが、それぞれの権利が明記されますので、あとは個人で処理されることとなります。

○中野委員 入会林野の説明で、あれと思ったんですが、市町村に権限をおろすことで市町村が整備しますね。もともと入会権というのは個人にあるんですか、地域にあるんですか。

○江口国土保全対策監 入会権は、慣習として、集落単位、それぞれの世帯が共同で持っているような形になります。

○中野委員 その地域を離れた人には入会権というのではないですか。

○江口国土保全対策監 その集落から出られる段階で、慣習的な問題はありますが、一般的には認められないという形のようにございます。

○中野委員 その辺が私の認識とは違うんで

す。登記云々と言われましたが、たまたま市町村をまたいで隣の地区に住んでおった人はその権利に浴さないことになると思うんです。

○江口国土保全対策監 入会林野は森林を利用する権利でございますので、今委員のほうから言われましたように、集落が市町村をまたがる場合で、近くにおられて一緒に林野を管理できる状況の方は、一般的には慣習としてその権利は認められていると。ですから、入会権として整備されるときにはその権利の一員として入られることになろうかと思っております。

○中野委員 その地区外でもいいということですね。ということは、入会権の相続は、その先祖が出身地であれば際限なく広がっていくと解しているんですか。

○野村環境森林部次長 入会林野とは何ぞやという疑問がございましたが、民法上、入会林野と共有権というのがあります。入会林野の場合は、入会権といって山に入っていく権利です。入会権は海岸に入っていく権利、こういうのを入会権といって民法上権利が規定されているわけですが。これは集落の長年の慣行で山に入っていくって、例えばカヤをとっていいとか、落ち葉をとっていいとか、スギを切っていいとか、それはその集落におる人だからこそ権利があるのであって、集落外に転出した場合には権利がなくなる。江戸時代からずっと続いてきた権利関係が入会権となっています。共有というのは、共有で財産を買って、何人共有とか何分の1とか所有権も持ち分登記している場合であります。

入会というのは、江戸時代の人たちの名前がそのまま来て、あるいは明治になってきたのもあります。当時集落におった世帯主の代表者を100人ぐらい挙げておったという記録もあり

ます。でも、出ていったら権利がなくなるという長年の慣習がある場合が入会権です。共有は、だれに売っても自由ですし、相続もできます。入会権というのは相続の対象にならないんです。集落におるから権利があるのであって、名前が登記上あったからということじゃないんです。

入会林野の権利関係を近代化するというところで、昭和44年にこの法律ができました。入会の名義人を、現在おる集落の世帯主の権利であるかどうか認定して、それを計画書の中に書いていくわけです。そして、2代、3代、4代前のじいさん、ばあさんじゃなくて、今おる人たちの権利ですというのを出して、知事がこの計画書を認可して縦覧します。その縦覧期間中に異議の申し立てがなければ、計画どおり現在の所有者に権利が移転する。その移転した分を個人が持ち分に応じて出資して生産森林組合をつくるのか、あるいは民法上認められている個人の集合体である共有とするのか、あるいは個人個人に分割してその土地をもらうのかという形態があります。だから、法人に出資すれば生産森林組合であるし、20人、30人の共有で持ちましようといえ民法上の共有になってくる。もう一つは、個人個人に分割して山をもらう個人分割というものもあります。そういうことが入会の整備です。

ちょっと長くなりましたけれども、入会権と民法上の共有がこんがらがってくると、この制度そのものがなかなか御理解いただけないと思いましたので、根本のところをお話ししました。

○中野委員 わかりました。私の地区に広い採草地があって、隣の町から、私もその子孫だから権利があるということでした。いつも来て、採草地を採取する人がかなりいるんです。というこ

とは、我々はその人たちに権限はないよと言ってもいいということに法律がなっているということですね。

○権藤委員 中野さんが言うのは、極端に言えば、えびのと鹿児島県の境のところにそういうものがある場合は、今の説明と矛盾はしないんだけど、2つの県で1つの入会権を構成することはあるということですか。

○井本委員 薪なんかは今ほとんどとりませんから、入会権は狭まる傾向にあると考えていいんでしょうか。

○野村環境森林部次長 根本は、昭和30年代から拡大造林をしていくときに、権利関係が不明確になっている中で、造林しようと思ってもはっきりしなくなるので、ここで明確にしていこうというのもあったというふうに説明を受けております。そういう中で、今後入会権というのはどんどんなくなると考えております。現実またそういうふうになってきておるようです。

○井本委員 今後、町から山に来る人もふえるかもしれませんけれども、彼らも薪でやりたいなと思ったときは、だめということになるわけですか。

○野村環境森林部次長 入会権がある集落の形態はそれぞれの地域によって異なって、一概にこうだというのはないんです。現在でも、よそから入ってきて認めますよという集落もあります。ところが、明治以降、新しい人は認めませんというところもあったんです。入会の判例を見ても、慣習法だということで、入会権については法律がこうだというのではなくて、その集落の形態を尊重するというのが原則ではないかと思っております。

○坂本自然環境課長 先ほどの私の発言を訂正させていただきたいと思えます。

第1点は、坂口委員から有害鳥獣の捕獲許可はすべて市町村に移譲しているのかというお話でございました。これにつきまして私のほうから、すべて移譲しておりますとお答えいたしたところでございますけれども、中には、カワウ、ダイサギ、チョウサギなど一部の鳥類についてはまだ県で持っているということでございます。申しわけございません。

もう一点は、満行委員の御質問の中で保安林の面積の話をいたしました。水源涵養から土砂流出・土砂崩壊防止保安林までが7～8割と申し上げましたけれども、これは約96%ということでございます。これらの保安林が大半を占めているということでございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、その他で受けます。

○榎藤委員 20ページ、災害箇所が台風4号、5号で77カ所ということですが、これについては災害復旧等で今後現況に戻そうというものが幾らぐらいか、まだ認定作業が終わっていないのか、それを含めてお伺いします。

○坂本自然環境課長 台風4号、台風5号で77カ所の被害を受けたところでございますが、このうち人家の裏山とか公共施設の上部にあるとか、緊急に災害復旧をしてほしいと地元から要望が出てきたものが9カ所ございます。この9カ所分については既に国との協議も終えておまして、予算が成立次第発注をしてまいりたいと考えておるところでございます。それから、残りの箇所等につきましては、次年度にかけて復旧治山事業等で順次復旧を図ってまいりたいと考えております。

○外山委員 この調査結果は非常に貴重だと思って見ておるんです。この前本会議でも、井本委員が針葉樹林を植え過ぎたんじゃないかと

というような質問をされておりましたが、この表を見て、崩壊箇所が21カ所ずつある中で、針葉樹林の面積が12.25ヘクタール、広葉樹林が1.39ヘクタール、10分の1以下。これは、今まで言われたように針葉樹林の山は崩壊しやすいというふうに読んでいいのか、それともたまたま急傾斜地が多かったからということなのか、そのところはどういうふうにおられますか。

○坂本自然環境課長 今回の調査結果では、御説明をいたしましたように、針葉樹林が21カ所、広葉樹林が21カ所とたまたま同数になっておりますけれども、県内の針葉樹と広葉樹の比率(人工林率)は60%程度でございます。平等に災害は起こるわけでございますが、この比率からいきますと6対4ぐらいの割合で出ると考えておりましたが、今回の結果はたまたま同数となっております。

○外山委員 私が今言ったのは、同じ箇所数だけど、崩壊した面積が、針葉樹林と広葉樹林を比べると、広葉樹林が10分の1なんです。このところをどういうふうにご調査結果で読んでおられるかということをお伺いしております。

○坂本自然環境課長 針葉樹林と広葉樹林の災害の違いは、御案内のとおりかと思っておりますけれども、広葉樹は一般的に側根性で根が張りやすい、隣接木との根のネットワークもつくりやすいと言われておまして、側根性の木のほうが災害の抑止力はあると考えております。ただ、針葉樹のヒノキは浅根性ですから、明らかに土壌の緊縛力とか根の災害の抑止力は少ないんじゃないかと見られております。スギについては一部射出根ということで根の深さも2～3メートル入っておるようでございます。こういうものについては広葉樹と同等ぐらいの災害の

抑止力は持っているのではないかと考えておるところでございます。いろんな本を見ましても、災害というのは土が深いか浅いかということも関連してまいりますし、内部が破碎帯ということでもまれているかもまれていないかということも関係いたします。そういうことからしますと、針葉樹だから弱い、広葉樹だから強いといった判断をするのは難しいのではないかと考えておるところでございます。

○外山委員 ただ、この数字から見る限りは、広葉樹林帯のほうが崩壊が10分の1ぐらいだ。だから、今後の県の造林計画、この前質疑したときに25%ぐらいを広葉樹に持っていきたいというようなことをおっしゃいましたね。それがいいのか、災害ということを考えてときにもう少しふやしたほうがいいのか。私はもう少し広葉樹林をふやすべきだと思っておるんですが、10対1の崩壊現場をもう少し——たまたま傾斜が急で崩壊しやすい土質のところは針葉樹が多かったのか。せつかくここまで調査されたから、これを別にして、もうちょっと突っ込んだ現地の分析をされる必要があると思います。せつかくこの調査結果があるから、そのことは要望しておきます。

もう一点、針葉樹の崩壊箇所を見ていくと、樹齢が26～30、31～35、36～40が圧倒的に多いんですね。若い木のところはほとんどないということは、ある程度木が大きくなったところが不安定になって崩壊しやすくなっておると読んでいいんでしょうか、何かほかに理由があるのか。

○坂本自然環境課長 表層崩壊についての話でございすけれども、基本的には、針葉樹林においても伐根——切った木の根っこがきちんと災害の抑止力を持っておれば災害につながらな

いと思います。ただ、いろんな文献を見てみますと、10年から20年にかけて根が腐ってまいりますので、伐根の抑止力が減ってくるという話でございす。基本的には若齢林ほど崩壊しやすいと思いますが、たまたまこの結果では若齢林が少なく高年齢林分が多くなっておりますが、なぜそういうふうになったかということについては判断が難しいんじゃないかと考えております。

○外山委員 この点もぜひ現地を見て今後のために調査をしていただいて、また教えてほしいと思います。

この中で、植栽未済地の崩壊はなかったという調査結果が出ております。植栽未済地は相当な面積があると思うんですが、これが崩壊した場所は1カ所もないというのはどういうふうに判断したらいいのか。未植栽地はほっとけば雑木が生えて雑木林になっていきます。だから、ほったらかしというか、未植栽地の山がふえれば災害が減ってくるのかというふうに読めるかどうか。どういうふうに読んでおられますか。

○坂本自然環境課長 森林簿ということで山にすべて背番号が打ってありまして、そういったデータをもとにこのデータを拾い上げてきたところからでございます。たまたまその中に植栽未済地が入っていなかったということではないかと考えております。

ただ、植栽未済地ということになりますと、先ほどの説明と関連してきますが、根が腐れることによって伐根の抵抗力が次第に下がって行って、30～40年生でゼロになります。ただ、伐採した後にはすぐ針葉樹でも広葉樹でも植えますと、その根が抵抗力を持つようになるまでに約20年かかるということからでございますので、新しく植栽した根の力を最大限に出そうというこ

とであれば、伐採後早期に植栽していくことが大事であるというふうに考えております。

○外山委員 ということは、今度の調査をされた範囲の中に未植栽地はなかったからということですか。

○坂本自然環境課長 はい、入っていなかったということでございます。

○外山委員 この報告書の記載を見る限りは、県内の未植栽地はどこも崩壊していなかったというふうにとってしまいます。調査した範囲の未植栽地は崩壊がなかったというのとこの表現とは全然違います。私はこれを見て、未植栽地は災害に強いんだなと思ってしまいますからね。

これは貴重な調査資料だと思いますから、さっき言ったことを別にして、もうちょっと突っ込んで、後のフォローというか調査をお願いしたい。それだけ申し上げておきます。

○井本委員 私の少ない経験で、山が壊れているところを見ると、伐採するために道を切り開いたところから壊れておるのを何カ所か見たんです。針葉樹林、広葉樹林で分けるデータもいけれども、もう一つ、道から壊れておるのが多いんじゃないかという気がしたんですけど、その辺の調査はしなかったんですか。

○坂本自然環境課長 今回の調査にはその辺の関連は調査をしておりません。

○井本委員 これだけ見ると、針葉樹、広葉樹、未植栽地の3つの観点からしかやっていないから、今言ったように誤解が生じるから、もうちょっと突っ込んでその辺も調査してほしいという気がします。

○坂本自然環境課長 災害の原因が何であったかということは、専門的な知識を持った研究員の方等をお願いをしながら判断していくことが

ベストかと考えております。今回はそこまで予算も時間もなかったものですから、こういう調査で終えたところですよ。外山委員もおっしゃいましたけれども、確かにその辺の原因を調査しながら災害対策を講じていくことは非常に大事なことでありとと考えておりますので、すぐすぐ調査ができるかどうかは、内部で相談しないと、この場ではっきり申し上げられませんけれども、確かにそういう調査が必要だと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○坂口委員 (2)の調査項目③に「植栽未済地の有無」というのも入っているんです。調査項目の中に植栽未済地があったかなかったかという調査自体をやられているわけだから、その数字は信頼性があるんじゃないですか。

○坂本自然環境課長 記載の表現がまずくて申しわけございませんけれども、今回は、山村崩壊の77カ所のうち65カ所の中に植栽未済地があったかなかったかを調査いたしたところでございます。その結果ではなかったということでございます。

○坂口委員 まだたくさん箇所はあったけれども、調査した箇所が77しかなかったから、その中に入っていなかったということですね。

○坂本自然環境課長 調査した箇所が65カ所でございます。その中にはなかったということでございます。

○坂口委員 崩壊箇所はまだたくさんあったけれども、65カ所だけを調査したから、たまたまその中に入っていなかったということですね。

○坂本自然環境課長 今回調査いたしましたのは、台風4号と台風5号の2つの台風の被害についてでございます。それが全体で77カ所ございました。そのうち山腹崩壊の65所について調査をしたということでございます。

○坂口委員 壊れた箇所は全部調べたということなのか、たくさん壊れたけど、その中の65カ所を調べたということなのか、どちらなんですか。

○坂本自然環境課長 65カ所について調査をしたということです。全体が77カ所のうち65カ所を調査したということでございます。

つけ加えますと、台風4号と台風5号の被災地が県内で77カ所で、その中の65カ所を調査したということでございます。

○坂口委員 だから、77カ所あったけど、65カ所しか調査していないから、残りの12カ所の中には未植栽地の壊れている部分があったかもしれない、なかったかもしれないという調査なんですかということを知っているんです。

○坂本自然環境課長 残りの12カ所については溪流の被害、いわゆる河川沿いの土砂崩れとかでございまして、調査の対象には入れておりません。

○坂口委員 僕の言うことがわからんのか、課長の説明を僕が理解し切らんのかですけど、溪流の中にも未植栽地はある可能性があるんですか。経済林として切られたところが。

○坂本自然環境課長 溪流と申しますのは水が流れているところでございまして、上から土砂が流れてきて溪流が荒れたりということで、植栽地とは関係ございません。

○坂口委員 ということは、77カ所は未植栽地は関係ないということじゃないですか。調べた中には一つもなかったということに結論づけられないんですか。それともわからない調査なんですか。

○坂本自然環境課長 今おっしゃったとおりでございます。

○坂口委員 さっきの説明では、外山委員は勘

違いされませんでしたか。

○外山委員 調査した中には未植栽地は一つもなかったというふうに聞いておるから……。

○坂口委員 僕が勘違いしたのかな。調べようによっては、未植栽地に壊れた箇所があるかもわかりませんというぐあいにとったんです。これはいいです。今なかったということがわかった。

何を目的にこの調査をやっているかなんです。風当たりが強いところに高い木が生えていれば、当然倒れます。将来災害に遭わない、経済的にもしっかり成り立つような山を目指そうとしているのか、漠然と調べてやっつけようとしているのか。こういう調査では、なぜ倒れたのか、共通点が出てこないですよ。針葉樹でも広葉樹でも混交林でも。土質や地形、風当たり、日当たり。あるいはそこは凍るところなのか凍らないところなのか、乾燥するところなのか、水が深いところなのか浅いところなのか、標高はどうなのかとか、最終的には適地適樹、ここにはどういう木が向くんのです、ここにはどういう木が向くんのです。ゼロメートルから1,000メートルまででしょう。同じ広葉樹だってそこに向く広葉樹というのは種類が分けられると思うんです。将来この資料を何に生かそうという目的、将来は災害復旧のたびに投資しなくてもいいような山をつくろうとか、林道をむちゃくちゃ広げなくても、碁盤の目みたいにして効率よく経済林として成り立つところに密度の高い路網を整備していこうとか、そういうことを目標に置いた調査でなければ意味がないと思うんです。これは何を指そうとしての調査なんですか。

○坂本自然環境課長 調査の目的でございますけれども、今回は、山腹崩壊地のいろんなお話

が出てきましたが、例えば針葉樹のほうが壊れているのか、広葉樹のほうがよけい壊れているのかといったことです。そういった疑問点がございまして、そこ辺のデータがなかったものから、緊急に調査いたしたところでございます。

○坂口委員 どちらが多いかというのは聞き取りでもわかると思うんです。何かの目的を持って、将来こういう山をつくらうということではないと、壊れたところは何が多かったですよで終わりじゃ、余り意味がなかったということになると思うんです。なぜ壊れたのか、壊れないようにするためにはどうあるべきなのか。一生懸命、保安林だ、土砂流出防止のための山だということを指定していくわけでしょう。土砂流出防止のためにはどういう樹種が合うんだとか、どういうところが土砂が流れていくんだとか、ここで水源を涵養することが、将来の飲料水なり河川の流量なりに効果があって、その山を押さえておくことが山を荒れさせないことに結びつくような——どうしてもここは壊れると、それは何なのかといたら、余りにも風当たりが強いところにスギやヒノキのような直根が入らない木を植えて、ある程度成長したことによって壊れていく。しかも表土は浅いとか。こういったところを思い切って灌木類に変えていこうとか、そういうことを目指した調査でないと、せっかくやるのにどうかなという気がしてならんのです。

○坂本自然環境課長 確かに委員御指摘のとおりかと考えております。今回、災害が77カ所あったわけですが、それぞれの箇所について何が原因であったのかということを中心に調査して、それを整理して、地盤が浅いところはどういう木を植栽するか、深いところには直

根性の木を植栽するか、そういったことを今後出していく必要があるだろうと考えております。

○坂口委員 ぜひそこらのところを目指して、何かをまとめてほしいという気がします。

○松田委員 関連しまして、21ページのデータの竹林について伺います。竹林が崩壊箇所2カ所、面積も大変少ないんですが、これは県の見解として、竹林はそもそも面積が少ないからデータ上こういうふうに崩壊箇所が少ないのか、それとも竹林は災害に強いからこういう結果になっているのか、どちらの見方になりましょうか。

○坂本自然環境課長 竹は根が横にいっぱい張って、一般的に竹林は地震に強いと言われております。今回の調査では2カ所でしたが、これは竹林そのものが少なかったための結果と考えております。

○松田委員 適地適植、適地適樹ということが今出ましたが、県北のほうでも、今、河川工事をすると竹やぶを切り払うパターンが多うございます。昔のかみそり堤防でしたら竹林は要らないんでしょうけれども、今の蛇かごを積んだり自然堤防の場合は竹やぶを残してほしいという地元の声も多うございます。今、自然林という声も多いですけども、竹やぶ、竹というものも研究の一環に加えていただきたいと思えます。以上です。

○中野委員 その他の報告事項の野生動植物の保護に関する条例の件でお尋ねいたしたいと思えます。今回、3カ所が指定されたんですが、そのうちの串間市の指定、23種ということですが、これは植物だけなんですか。

○坂本自然環境課長 ここは草原地帯でございまして、ほとんどが植物ということでございます。

す。

○中野委員 希少野生動植物を守るということでこの条例もできたし、そういうことで指定がされていくと思うんですが、守るといふことになれば、いかにして自然のままに置くかということが野生動植物を守ることだという認識だったんですけれども、串間の場合は野焼きをどんどんすることで23種は守られるということですか。だから、野焼きをどんどんすることを奨励するための指定なんですか。

○坂本自然環境課長 確かに野焼きをしますと植物は燃えますのでなくなろうかと思えます。ただ、根っこや種は残っておりますので、また次の年には芽吹いて継続されていくというふうに見ております。

○中野委員 野生馬もいるところでしょうから、野焼きの慣習を続けさせようということ指定したということですか。

○坂本自然環境課長 ここは昔は馬の放牧地であったということで、その関連から野焼きが毎年行われてきたんじゃないかと思っております。野焼きが今後継続されるかどうかは、地元によろうかというふうを考えております。

○中野委員 指定することで補助か助成があるんですか。

○坂本自然環境課長 地元の保護活動に対しては、これまでも実施をされておりますので、助成ということは考えておりません。今後、その地区の中にどういった貴重な植物が含まれているか等について勉強会等をしていきながら、地元の方々みんなですべて守っていくことを進めていきたいと考えております。

○中野委員 最初の質問からいまいまいちわかりませんが、野焼きをすることで希少野生動植物23種が守られているということであれば、

野焼きをきちんとするように指導するように要望しておきます。

○押川委員長 委員の皆様方にお諮りします。

まだ質問があれば、12時を過ぎましたので、午後からの再開ということになりますけど、ほかにございますか。

○榎藤委員 製品名を言っているのかどうか分かりませんが、たまたま一昨日——部長のところには相談に乗ってもらっているという話です。私は、ざわざわした席の中でさっと言われて何を言われたか余りわからなかったんですが、ウットンファイバーということで、これは国の補助もあったと聞いているんですが、技術の確立とか、製品として流通しているとか。そこだけなのか、同じように加工して牛のえさに出すという形のものが県内でもありますよ、あるいは全国的にもたくさんやっていますよと、そういう一連のことを御説明いただきたい。

○楠原山村・木材振興課長 今おっしゃったのは、ウットンファイバー。宮崎のあるメーカーが間伐材を使った牛の粗飼料を流通させております。製品そのものは、中央の畜産関係の団体等から補助を得て10数年かけて技術は確立をされております。現在、商品化されておまして、幾つかの畜産牧場でウットンファイバーが使われております。ただ、これは他県で事例は聞いておりませんので、全国でも唯一宮崎でつくっていることかと思っております。

○榎藤委員 わっと聞いただけでわからなかったものですから、本来は向こうに求めたほうがいいんですかね。国の補助とか言うものだから、国の事業としてやったのかなと、技術は確立したのかなとか、牛の方の消費の拡大を頼みますわという話だったものだから、余りわかっていたので。畜産というのは国なんですか、

あくまでも畜産関連の任意団体ということなのか。

○楠原山村・木材振興課長 ウットンファイバーへの補助は、具体的にはJRA（日本中央競馬会）、林野庁の補助事業も大分前に出て研究がなされております。

○権藤委員 計画段階での資料か何かがあれば、勉強したいのでいただけますか。お願いします。

○押川委員長 よろしく願いしておきます。

ほかになれば、以上をもちまして環境森林部を終了いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、以上をもちまして終わらせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時26分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

ただいま意見書の取り扱いについての資料説明をしていただいたところであります。

ここで、皆様方の御意見があれば受けたいと思っております。

○権藤委員 現時点は、3回か4回か知りませんが、規制がずっと順延になってきておると。そういうことを考えると、この文案の3番を1番目に持ってきて、「暫定的な排水基準を撤廃または」じゃなくて、「継続し、基準の強化等を行わないこと」というのを1番に持ってきて、その後に、早く国はそういう技術確立をなさいよとか、税制面での優遇をなさいよというのが流れとしてよくなるような気がするんです。

○押川委員長 「廃止または」というところを「継続し、基準の強化等」にして、これを1に持ってきて、順次2、3に下げていくという意見書扱いであります。

○外山委員 今の説明のように、暫定措置をやめてしまったら、5,000万の投資をしたら、宮崎県の旅館は全部営業できなくなるということで、ぜひ意見書を出してもらいたいなと私は思います。

旅館組合の動きは、全国の各議会にこういうお願いをして、全国の議会から出してほしいということで、その一環として宮崎に持ってきたという背景があるそうです。

○押川委員長 それでは、「旅館業に対するほう素及びふっ素に係る水質汚濁防止に基づく排水基準の適用に関する意見書」については、国へ意見書を提出してはという考えでおりますが、明日予定の採決終了後に御協議いただきたいと考えております。

ただいまも意見が数件ありましたけれども、事前にお目通しをいただきまして、あすこの意見書の取り計らいについて協議をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時29分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

農政水産部の皆様、御苦勞さまでございます。本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の皆様方は、執行部の説明の後に御意見をいただきたいと思っております。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お礼を申し上げます。去る11月17日に総合農業試験場におきまして開催いたしました「試験場まつり」、さらには、12月1日に農大校におきまして開催いたしました「第23回農大祭」につきまして、県議会におかれましては、大変お忙しい中御参加を賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、早速でございますが、平成19年11月定例県議会にお願いしております議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

座って説明をさせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をお開きいただきまして、右側の説明項目をごらんいただきたいと思います。ここに掲げてございますように、本日、農政水産部からは、議会提出議案2件と委員会報告事項2件につきまして御説明申し上げます。

まず、議会提出議案についてでございます。資料1ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。平成19年度歳出予算課別集計表（11月補正）にあります、網かけの補正額合計の欄をごらんいただきたいと思います。今回の補正額は、一般会計で5,677万4,000円の増額補正で、これは農産園芸課の早期水稻被害緊急対策事業に係るもので、補正後の予算額は、一般会計で468億6,291万5,000円、特別会計を合わせました農政水産部全体で、一番下の段にありますように474億1,064万2,000円となります。

なお、事業の概要につきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

ます。繰越明許費についてであります。農産園芸課の野菜産地競争力強化対策事業を初めといたしまして、一番下の段になりますけれども、9つの事業、28カ所の繰り越しで、合計33億7,631万2,000円の繰り越しをお願いいたしております。繰越理由につきましては、表右側に理由を記載しておりますが、「事業主体において事業が繰り越しとなること」、また、「用地交渉や関係機関との調整に日時を要したこと」によるもので、現時点での繰り越しが見込まれるものでございます。

次に、資料の6ページをごらんいただきたいと思います。議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、住民の利便性や事務処理の効率化の観点から、知事の権限に属する事務の一部を市町村へ移譲するため、関係規定を追加するものでございます。このことにつきましても、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

以上が議会提出議案であります。

次に、資料13ページをごらんいただきたいと思います。本日は、委員会報告事項といたしまして、「一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金の存在及び目的外水利用について」、及び資料15ページにございます「平成20年度以降の『米政策改革推進対策』について」の2項目につきまして、後ほど関係課長から御報告させていただきます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小八重農産園芸課長 農産園芸課です。11月補正について説明したいと思います。

まず、歳出予算説明資料の23ページに、農産園芸課の5,677万4,000円の一般補正が載ってい

ます。補正後の額は31億3,731万4,000円であり
ます。

具体的な中身については、農林水産常任委員
会資料の3ページをお開きください。この補正
予算については、平成19年産の早期水稲が、1
にありますように作況指数43、さらには、今度
の場合、規格外米が68.8%という異常な事態で、
早期水稲をつくって初めての事態になりました。
それに対応した予算であります。

早期水稲の被害が出まして、県としては、2
にありますように、早期水稲被害対策会議を、
会議の構成にありますように、県、中央会、経
済連等関係機関・団体が一体となって、来年度
も意欲を持って生産ができるような対策を総合
的に検討してきたところであります。

そういう中で、3にありますように、それぞ
れの団体、組織で早期水稲被害対策ということ
で支援することになったところであります。

まず、(1)国の対策については、10月12日
付で農業共済の特別積立金を活用した被害未申
告農家に対する支援を公表し、現在支給され、
また、年度後も一部については支給されるとい
うふうに聞いています。それと、品目横断につ
いても、規格外米のうち主食用に仕向けている
ものを含めて特例措置を講じると。

県としては、後で述べますけど、早期水稲被
害緊急対策事業を補正予算でお願いしているこ
ろであります。そのほか、災害支援資金等によ
る対策ということで、8月10日付で宮崎県農
業災害緊急支援資金及び新サンシャイン21農業
推進資金を発動しております。

市町村においては、そういう災害資金に対す
る利子補給、また、JA独自の災害資金に対す
る利子補給の実施、さらには、次年産用種子代
等助成対策を実施することになっております。

農協系統団体としましては、先ほど言いまし
た災害緊急支援資金への利子補給、また、JA
独自に資金を創設されたところもあります。さ
らには、経済連等においては、規格外米発生に
伴う産地対策及び販売先に対する次年度販売対
策ということで、5ページに出ているような支
援対策を考えているところです。

それと、農業共済組合の対策ということで、
10月23日に被害農家に対する特例措置を含めた
共済金の支払いの実施と、未申告農家への支援
措置を実施予定となっております。

4ページは、補正でお願いします早期水稲被
害緊急対策事業の概要です。今回の被害の要因
として気象要因が大きかったと思いますが、そ
の根底には、技術要因にありますように、根の
活力低下、水管理の不徹底、コシヒカリへの作
付集中というものがあって、収穫後にしか品質
の状況が判明しなかったということで、それ
に対して次年度以降きっちり対応していこうとい
うことで、具体的な対策として大きく2つに分
けております。

一つは、①セーフティネット構築推進事業と
いうことで、予算額2,176万2,000円であり
ます。中身を3つに分けていまして、セーフティ
ネット構築PR対策事業は、先ほど言いましたよ
うな要因を踏まえ、今後、担い手対策、補償対
策、技術対策を一つのパッケージにしてPR用の
パンフレットをつくります。また、それらを理
解していただき推進していくための推進大会の
開催に378万4,000円をお願いしています。2番
目としまして、水稲生産セーフティネット構築
実態調査事業ということで、今後の稲作のセ
ーフティネットを構築するために、本県におけ
る稲作の実態調査を、1万戸を対象に稲作に対
する農業者の意向調査を実施したいと思ってい

す。それと、農業共済に加入されていた方が、未申告ということで補償対象にならなかった人が多くいらっしゃいました。共済には一筆方式のほかに品質方式という方法がありますので、品質の低下に対して90%補償する品質方式への加入を促進します。これには5年間の出荷物データが必要ですので、そのデータの調査を19年度中に5,000戸を対象に行うということで、補正で357万6,000円をお願いしています。それとセーフティネット技術実証事業は、技術対策が忘れられているということで、そういうものに対応していこうということで、土づくり肥料等の施用による生育の改善のために、早期地帯の地区別に、南那珂に100ヘクタール、中部に100ヘクタール、児湯に100ヘクタール、東臼杵に50ヘクタール程度の実証圃を設けるということで、その予算額が1,440万2,000円であります。

次に、②の早期水稻種子確保対策事業の3,501万2,000円です。県内の早期水稻の種子は西都地区で生産を行っていますが、今回の災害で西都地区で種子が収穫できないということで、その分を富山から入れます。富山のほうが少し高いものですから、その分の掛かり増し経費、さらには育苗に対する追加助成であります。

期待される成果としては、災害に強い生産体制の確立を図って、次年度も早期水稻をつくらせていただくという対策であります。

5ページをお開きください。3ページ、4ページで述べましたことを、上のほうに国、県、市町村、農業団体等、横のほうに農家収入確保対策、意欲向上対策、販売対策、早期水稻のあり方ということで整理しております。これについては先ほどお話ししましたので、お目通しいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○米良 営農支援課長 営農支援課でございます

す。営農支援課は、債務負担行為の変更についてお願いをしております。

別冊の平成19年11月定例県議会提出議案をお願いいたします。7ページをお開きいただきたいと思っております。平成19年度農業経営基盤強化資金利子助成の限度額を1億1,542万3,000円に変更をお願いしております。これは、平成19年4月から農業経営基盤強化資金に国の無利子貸付が導入されたことに伴いまして融資実績が堅調に伸びていることに加え、昨年度発生しました高病原性インフルエンザの影響による鶏舎新設等のための大型融資や、マンゴー生産農家の規模拡大等に係る融資が増加していること等を踏まえまして、融資枠を当初の30億円から40億円に増額することとし、これに伴い19年度以降に必要な利子助成額の増額分について債務負担行為限度額を変更するものであります。

営農支援課は以上でございます。よろしくようお願いいたします。

○桑原 水産政策課長 水産政策課でございます。当課の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の平成19年11月の定例県議会提出議案の7ページをお開きください。上から2段目をごらんください。平成19年度漁業経営維持安定資金利子補給につきまして、さきの台風での養殖被害に伴う同資金の需要見込みの増加により、債務負担行為限度額の変更をお願いするものでございます。同資金の融資枠を1億円から3億7,000万円に増額することに伴いまして、変更後の限度額は3,099万円となります。

水産政策課は以上でございます。

○岡崎 地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

議案第4号「宮崎県における事務処理の特例

に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

委員会資料6ページをお願いいたします。まず、1の改正の理由でございますが、部長が申し上げましたとおり、県では、住民に身近な行政サービスはできる限り住民に身近な市町村で担うことを基本に、市町村の希望・選択による権限移譲を推進しているところであります。今回、就農支援資金の貸付等について決めました、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく知事の権限に属する事務の一部につきまして、取り扱いを希望する市町村に移譲を行うため、関係規定の追加を行うものであります。

次に、2の新たに移譲する事務の内容でございます。この特別措置法第4条におきまして、新たに就農しようとする青年等で、農業を開始する際の機械の購入などに必要な就農支援資金を借り受けようとする場合には、就農5年後の就農目標を定めた就農計画を策定し、知事の認定を受けることとされております。この就農計画につきまして、その認定申請の受理並びに変更申請の受理に関する2つの事務を移譲するものであります。

なお、権限を移譲する市町村は、移譲を希望いたしませんでした高鍋町と新富町を除く9市16町3村であります。施行期日は、平成20年4月1日を予定いたしております。

説明は以上でございます。

○原川農村整備課長 議案第4号につきまして、農村整備課関係で市町村に権限移譲いたします事務について御説明いたします。

委員会資料7ページをごらんください。農村整備課関係で権限移譲いたします事務は、土地改良法に基づく事務でございます。

1の改正の理由にありますように、住民への利便性の向上や事務処理の効率化の観点から、取り扱いを希望する都城市に権限を移譲するものであります。

移譲する事務でございますが、2の新たに移譲する事務の内容でございますように、土地改良法の規定に基づきます土地改良区連合の設立、事業、検査監督等に関する業務と交換分合の認可等に関する事務でございます。より具体的な事務につきましては、下の表をごらんください。区分欄の1土地改良区連合の設立、事業、検査監督等に関する事務につきましては、①にございます土地改良区連合の設立の認可に関する事務から、④にあります土地改良区連合の行う工事完了等の公告等の事務までの51事務、また、区分欄の2交換分合の認可等に関する事務につきましては、①から⑤までございますが、①と②が農業委員会が行う交換分合に関する事務でございます。また、③が土地改良区が行う場合の事務、④が農業協同組合が行う場合の事務でございます。最後が、土地改良事業計画及び交換分合計画の認可公告後の土地の形質変更に係る許可の事務でありまして、土地改良法の条項数で言いますと24事務、準用規定に基づき準用したものも含めまして一件一件数えますと、8ページの下から9～12ページの全部で76に及ぶ事務を権限移譲することとしております。施行期日は、平成20年4月1日としております。

農村整備課からは以上でございます。

○佐藤農村計画課長 常任委員会資料の13ページをお開きください。一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金の存在及び目的外水利用について御報告を申し上げます。

まず、1の概要でございますが、一ツ瀬川土

地改良区におきまして、帳簿外現金と畜産用水等の目的外の水利用が存在することが11月27日に報道されたところでございます。農政水産部では、報道前にこの情報を入手しておりまして、事実確認を行うために帳簿外現金及び目的外水利用に関する実態調査を11月26日から進めているところでございます。

次に、2の主な問題点でございます。まず、帳簿外現金についてであります。①は、土地改良区の収支予算等は、土地改良法に基づき総代会の議決を経る必要がございますが、議決を経していない現金処理が存在すること。②は、補助金適化法等により補助金は適正に執行される必要がございますが、①との関連で確認が必要であるということでございます。

次に、目的外水利用についてでございます。①は、河川法に基づきかんがい目的で農水省が水利権を取得しておるわけでございますけれども、是正の必要がある目的外水利用が存在する可能性があるということでもあります。是正措置が行われる場合、その是正の範囲によりましては地域農業に与える影響が大きくなることも考えられ、多様な水利用形態の詳細について調査することが必要となります。②は、土地改良法に基づき、農業外に土地改良施設を利用して水利用を行う場合には、農林水産大臣の承認が必要となります。そういった土地改良法上の所要の手續が必要であるということでございます。

続きまして、3のこれまでの対応状況等でございます。(1)の帳簿外現金に関する調査状況につきましては、11月26日より、平成12年度から平成19年度における収入調定書、支出負担行為兼支出命令書、通帳と総代会で承認を得た決算書の照合作業等を開始しておりまして、帳簿外現金が存在することの確認をいたしており

ます。なお、現在までの調査におきましては、帳簿外処理に国及び県の補助金は含まれていないことを確認いたしております。

次に、(2)の目的外水利用に関する調査状況につきましては、水利用の実態を把握するために、九州農政局、関係市町及び土地改良区と連携いたしまして、12月6日から現地実態調査を実施しているところでございます。

次に、(3)の九州農政局との協議状況につきましては、問題発覚後、数回にわたり調査の状況を農政局に報告するとともに、今後の対応等について協議しているところでございます。

なお、九州農政局では、かんがい用水の畜産等への水利用につきましては、さまざまな利用形態がありますことから、河川法違反の有無に関しましては、詳細に利用実態を把握した上で、河川管理者であります県河川課に報告する予定となっております。

次に、14ページをお開きください。4の今後の方針についてでございます。農政水産部といたしましては、一ツ瀬川土地改良区の適正な運営と水利用の確保を推進するために、部内に検討委員会を設置したところでございます。今後、九州農政局と一体となりまして、関係市町とも協力しながら問題の解決を図っていく方針でございます。

(1)の帳簿外現金関係でございます。まず、①の帳簿外現金につきましては、事実確認のための精査を引き続き実施していくことといたしております。②でございますが、①の精査の結果に加えまして、水利用の実態調査の結果も踏まえて、土地改良法に基づく検査を行うなどの措置を講じる予定でございます。③でございますが、県下の土地改良区の役職員を対象に、運営上の法令遵守に関する研修会を早速、あす、12

月18日から21日にかけて実施する予定でございます。

次に、(2)の目的外水利用関係でございます。まず、①でございますが、九州農政局では引き続き調査を進め、整理・分析作業を実施する予定と聞いております。さきにも申し上げましたけれども、畜産等への水利用につきましては、多様な水利用形態がありますことから、必要に応じて補足調査が行われることも想定されます。②でございますが、九州農政局では、調査結果の取りまとめが終わり次第、水利権の許可者であります本県の河川課に報告を行う予定と聞いております。③、今後、農政水産部といたしましては、農政局と一体となりまして、市町などの関係機関とも十分連携を図りながら慎重に対応していく予定でございます。

説明は以上でございます。

○小八重農産園芸課長 委員会資料の15ページをお開きください。平成20年度以降の「米政策改革推進対策」について御説明いたします。

いわゆる生産調整については昭和44年から始まりまして、平成15年までは生産調整をすべき面積が配分されていたわけですが、平成16年から、つくれる米の量が配分されております。16、17、18年と続きまして、19年から新たに米政策改革推進対策ということで行われているわけですが、19年度過剰米の作付、さらには需要量が減っているということで、このままでは需要に見合った生産がなされていないということで、20年はさらに強化して米政策改革を進めるということで、12月5日に、1にあるような数量が発表されたところです。

20年産の需要量及び交付金について、19年は全国の需要量が883万トンでしたが、815万トンでした。今までは数量を示されていたわけですが、

20年は数量にあわせて換算面積ということで、以前の生産調整面積を示したように、水稻をつくれる換算面積154万ヘクタールが示されています。宮崎県は19年は10万3,400トン、20年は10万3,150トン、換算面積2万970ヘクタールということでありまして。

米以外のものをつくる場合、産地づくり交付金が交付されています。全国が1,446億円余り、宮崎県は30億4,500万円ですが、これが2つに分かれています。それぞれの転作に対しての地域協議会助成事業分は29億6,000万余で前年度と同じですけれど、新需給調整システム定着交付金という新たな生産調整については多少減額されているところでありまして。20年強化ということと、今までの需要量プラス換算面積ということで、面積が示されることによって、20年の生産調整が19年までのやり方と少し変わっております。

その点について、2のほうで簡単に説明したいと思います。まず、需要量に関する情報提供ということで、19年度まではつくれる数量のみの情報提供でしたが、20年度以降は数量と、それを県の反収で示した面積も情報提供する。これについては、国では今のところ生産者まで面積の提供をすることとなっております。

それと需給調整システムということで、19年度から農業者・農業者団体が主体になって取り組むことになっております。この仕組みそのものは変わりませんが、行政も積極的に関与することとなっております。

3番目としまして、需要量の都道府県間における調整ということで、19年度は都道府県間で、宮崎県がもっとしますとか、宮崎県はしませんから他県にしてくださいという調整はしていません。農業団体が一部していましたが、そう

いう制度はありませんでした。20年度以降は調整の仕組みを創設します。これについては面積を市町村までおろしてくるのじゃなくて、1月10日までに各県が国に対して需要量の調整の希望を出すことになっております。そういうことで新たな仕組みになっております。

それと新規需要米、いわゆる飼料用米、米粉用米、輸出用米、バイオエタノール用米は、今までは生産調整の扱いをするときは別々に対応がされておったわけですけど、20年度以降はそれを新規需要米という1つのくくりにして、1つの契約でできるような仕組みに変えるということであります。

それと、生産調整状況の把握ということですけども、現在の生産調整の把握は、その年が終わって結果だけの報告ですが、20年度以降はそれぞれの段階で、今どういう状況になっているかを報告するというように強化されています。生産調整配分した後、水稻の作付が終わった後、収穫後の3回報告を的確に行うことになっていきます。

それと目標達成の判定ということで、生産調整がどういうふうに行き届いたかということですが、現在の仕組みでは、それぞれの生産調整が配分されて、「私は生産調整に参加します」という生産調整参加者がいらっしゃいます。その人の数量による判定、要するにその人に配分されたものをちゃんとやっておれば達成していることとなります。今度は、地域全体の面積も判定するが、地域に配分された数量においても判定可能ということで、15年以前の根が生産調整面積を達成しているかどうか——面積は生産調整の面積じゃなくて作付された面積ですが、その面積で判定するというふうになります。

それと支援措置でありますけど、山地づくり

交付金については、19年度と同じ仕組みで、基本的には同じ額ということになります。

また、新たな支援措置ということで、新規需要米を重点的につくるわけですけど、麦、大豆、飼料用米等の定着・拡大を支援ということで、これらのものに新たに取り組む人に対しては新たな支援措置を設けようという話が出ています。具体的には、一部新聞等に掲載はありますが、正式には発表されていません。それと「非主食用米の低コスト生産技術等の確立」ということで、非主食用米の技術開発、麦、大豆の二毛作、水稻の二期作、そういう新たな技術対策をするところには支援をしますということで、これについては補正予算で対応というふうになっています。

そういうことで、今のまま行くと大幅な需給ギャップが起きるということで、20年度はそれぞれの仕組みに対して積極的な取り組みということで、いろんな段階で作業をする仕組みづくりが変わっています。補正予算等については、今週末あたりには全体の像が示されるということですが、県としましては農業団体と一体となって、今月の21日にはそれぞれの市町村に対して20年度の数量目標、面積目標を示す予定ですので、まだ全容ではありませんけれども、今の時点でわかっていることについて御説明させていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案第1号及び第4号について質疑はございませんか。

○満行委員 委員会資料の3ページ、早期水稻被害対策ですけども、いろいろな要因が重なって、今回、作況指数43と出たんだろうと思

うんです。しかし、近年、大きく環境も変わっているし、米価も普通作と比べて優位性があるかということ、1万円を切ったのにどうなのかなという疑問を持っています。私は都城出身なので、普通作の地域ですから早期米については認識がないんですが、いろいろな要因があったんだろうと思います。今回も5,600万、緊急対策事業で打たれますけれども、来年以降の早期水稲についてどうするのか。大きな被害が出たのは現実なので、これは今後の対策については入っていないと思うんです。それ以降についてはどうお考えなのかお聞きします。

○小八重農産園芸課長 早期水稲の今後について、委員からありましたようなお話もいろいろなところから伺っています。早期水稲は昭和29年から始まりまして、昭和36年にコシヒカリという品種を採用して約50年間続いています。現時点では、水稲だけの世界ではなくて、園芸作物、ハウスとの作業体系とか、いろんな結びつきがあります。そういうことを考えて、20年以降早急に、位置づけを含めて検討はしたいと思っています。今すぐ早期水稲をやめるとか、早期水稲をほかに変えるというのは、そういう歴史の中で稲作を含む作業体系、作付体系ができておりますので、そういう影響等も見ながら、今後の対応については、何年もかかってということではなくて、来年度中には、早期水稲で行くべきところもあるでしょうし、ここらあたりは早期水稲をやめてほかのというのものもあるでしょうし、そういう地域区分、さらには技術的区分、品種も含めて早急に検討させていただきたいと思っています。

○満行委員 今、課長からありましたように、総合的に見直す時期じゃないかと思うんです。何が何でも早期水稲をやらにゃいかんという時

期は過ぎたと思うんです。台風にしろ、9月、10月と言っていましたけれども、今は6月、7月に来る。これだけの高温多湿で、一体何なのかということもあります。検討を始めていただくというお答えでしたので、それを楽しみに待っております。また教えていただきたいと思っています。以上です。

○井本委員 県北のほうは早期水稲は少ないんですけども、農業共済のほうがまとまらんかったというふうなうわさを聞きました。何が問題でどうなったか。まとまったのかもしれませんが、聞いてないですか。

○玉置農政企画課長 今回の特別措置につきましては、NOSA I みやざきとNOSA I 北部が対象になっておりまして、NOSA I みやざきは10アール5,000円交付するという形でございますが、それに続きましてNOSA I 北部も10アール5,000円払うことで決定いたしましたので、お互い同じような形で整理されたものと認識しております。

○権藤委員 共済の認定等の時期の関係が今回あったと、最終的には共済金の支払いが認められたので、常識的な線で判定をいただいたというふうには思っております。穂が出る前までは、これはいいぞと思っていたところが、虫が集団発生して米の評価が非常に低かったとか、共済制度の認定の時期等についても協議をしていただいて——弾力的でいいですよと言っただけで、それで刈り取るまでに判定をいただければいいと思うんですが、そこら辺は今回はどういふ協議や議論がされたのかお伺いします。

○小八重農産園芸課長 共済制度そのものは農政企画課ですけど、一つは、今回の状況の中で収穫前によくわからなかったということですので、20年度は収穫前にわかるシステムをぜひつ

くりたいと考えています。それについては今年度の普通期水稲のときにいろいろ試してみました。確実に有効ということにはなっていませんけど、それを20年度の早期水稲で確かめたいということ。もう一つは、先ほど補正予算で言いましたように、今は一筆方式で、1筆70%減収のときに補てんされる。70%以下にならないと補てんされませんが、品質方式といって、90%以下になれば品質に関係なく共済金の支払いができる制度があります。これにぜひ皆さん入ってほしいということで、先ほど言いましたように5,000戸の調査をすることにしております。何とかそれに入ってもらって共済制度の認識をしてもらうということを考えております。

○玉置農政企画課長 今、農産園芸課長が申し上げましたとおり、収穫前に試験をして、そういった情報をできる限り普及センター、共済につなげるようにしていきたい。そういうのを構築したのは、共済制度は、収穫前に被害を申請しなきゃいけない。今回、それは強く要望したんですけれども、そこは法律の壁があった。その法律の壁は抜けられないんですけれども、それとは別途措置として10アール5,000円という措置をしていただいたと考えております。ですから、来年はできる限り被害があったときすぐ報告という形にしたいんですけれども、展示をしたり、実証したりしながら素早く行動していくような態勢をつくっていきたくて考えております。

○榎藤委員 4ページのイのところでは先ほど説明していただいたんだと思うんですが、これについては共済金の掛率が高いから加入者が低いということですか。

○小八重農産園芸課長 品質方式については、農家にあまり認識がないと思います。水稲の場

合は16年から導入された方式で、今まで宮崎県でそういう条項がなかったものですから、農家の中に認識が薄いと思っています。県内で早期水稲の品質方式に入られている方は3名しかいらっしゃいません。県下全体でも十数名だと思います。水稲をかなりの面積ついている方に対しては、それに入れていただくために、イの品質方式加入のための農業者別出荷データ調査を行いたいということでありまして、ウについては技術実証圃であります。

○榎藤委員 次に、6ページの移譲市町村、意味がありそうな感じで高鍋町と新富町ということだったんですが、もう少し踏み込んで説明をお願いします。

○岡崎地域農業推進課長 この移譲に当たりましては、まず、行政経営課のほうで全市町村に説明いたしまして要望調査を行います。このときには3市のほうからとりあえず事務移譲の希望がありました。その後全市町村に対しまして、当課のほうで文書による事前協議を行いました。そのときに、高鍋町及び新富町を除く市町村は「希望いたします」という回答があったものでございます。その後、高鍋と新富だけ残りましたので、そういう状況ですよということもお伝えしたんですけれども、今回は件数が少ない等の理由で「希望いたしません」という回答があったものですから、こういうような状態になっております。引き続き、理解が得られるようにお話をしていきたいと思っております。

○榎藤委員 7ページの2の交換分合のアの「不作為の場合の」云々という法律用語が出てきているんですが、これは結局、正常な形という理解でいいんですか。

○原川農村整備課長 2の交換分合の①のAの話だと思いますけれども、基本的に、交換分合

をやろうとしたとき、地域の方が農業委員会に計画をつくってくださいということをお願いすることになります。そのお願いがあったときに、農業委員会が仮に計画をつくらなかった場合に、市町村が指示ができるという意味でございます。

○坂口委員 共済関連で、品質共済ですけど、5年間のデータは、既に整っているデータの中から5年分を集計すれば、即来年度からでも加入できるのか。今までこの流れの中になかったから、新たに5年ぐらい経過していかないと過去の5年間のデータはそろわないのか、そこらはどんなですか。

○小八重農産園芸課長 共済組合との話の中では、過去の5年間のデータがあればいいということです。5年間のデータがないときに最低どれぐらいかという話ですけど、最低3年でも可能というふうに聞いています。検査が民営化に移りまして、農協等に約3年分のデータはあると聞いていますので、その制度を理解してもらえば割とスムーズに農家には浸透していくんじゃないか。ただ、掛金は多少高くなります。

○坂口委員 大方は大丈夫ということですね。

もう一つ、技術実証事業は、施肥管理が1項目、その次が土づくり肥料を中心としたというんですけど、括弧書きの中に深耕というのが挙げられています。ここらじゃないかと思うんです。今、機械化と労力軽減化で浅くなってきているのが、今回の長引いた微妙な異常気象に耐え切らなかったのかなと思うんです。稲は際限なく伸びるような、深い土に植えたときに7メートルぐらいの白根の実績を見たことがあるような気がするんです。1メートル70と7メートルと間違っていたら大変なことだけど、かなり深くまで入る作物だったような気がするんです。

異常気象や温暖化を考えたときの被害を軽減するための深耕となると、際限なく深耕だよというのを繰り返していくよりも、ある程度の目標を設定しておく必要があると思うんです。それらはどんなぐあいに整理されていて実証圃に移していこうとされているのか。浅いことは間違いなく浅いと思うんです。

○小八重農産園芸課長 今回の要因を考えると、今おっしゃったように根の活力低下が非常に大きいと思っています。それで、根の活力を改善するためのケイカル、ようりん、さらには堆肥、深耕ということを考えております。その地域地域でどれを選択するかは、農協、さらには普及センターと相談して選択していただきたいと思っていますところです。それぞれで深耕の深さについても検討していただく。これについては今、どこでやるのか、どんな対策をとるのか等の話し合いを農協とさせていただいているところです。具体的に深耕で何センチという目標は今のところ決めていません。

○坂口委員 今言ったのは20年以上前の記憶なんです。全国のどこかの試験場での根の張りぐあいの試験です。データの蓄積はどこか持っていると思うんです。それを地域任せで、あなたらが好きなだけ掘ってみなさいというのじゃなくて、ある程度の合理的な理由がついた資料を提示して、そこの特性に合わせて、うちはこれぐらいかなという実証のあり方のほうがもうちょっと成果が期待できると思います。これは要望でもいいです。

○中野委員 議案第4号事務移譲の件について質問いたします。7ページは、土地改良区に関して事務を都城市に移譲するという話ですが、移譲した場合に、後で出てくる一ツ瀬川土地改良区の問題のようなことが発生した場合、移譲

後は、県は調査や検査はしなくてもいいということになるわけですか。

○原川農村整備課長 まず、権限移譲をする場合、希望する市町村と協議することになりますけれども、一つは、一ツ瀬川土地改良区は複数の市町村にまたがっているので、その分、権限移譲を認めるかどうかの議論があると思います。もう一つは、土地改良法上、土地改良区を監督指導する義務は国または県になると思いますので、権限移譲した後も何らかの不適切な事項があった場合は、当然国もしくは県が指導することになると考えております。

○中野委員 権限移譲の中身を見ると、検査監督等に関する事務もと書いてあるんですが、それは移譲しても県がタッチできるということになるんですか。

○原川農村整備課長 そのとおりでございます。

○中野委員 今これは都城市だけだから、ないと思うんです。これがどんどん拡大して全県下に移譲されれば、2市町村にまたがる可能性もありますよね、土地改良だから。そういうときも今言ったような考え方でいいんですか。

○原川農村整備課長 今回は土地改良区連合に対する権限移譲でございまして、土地改良区に対する権限移譲ではございません。

○中野委員 しかし、③には「土地改良区に関する規定の準用」とか書いてあるけど、これは何も関係はないんですか。

○原川農村整備課長 今回の権限移譲は、土地改良区連合の場合の権限移譲でございまして、その権限移譲の内容が土地改良区に関する規定を準用しているという意味でございます。

○押川委員長 ほかになければ、その他の部分にも入っていきたいと思いますので、あわせて

意見を求めたいと思います。

○中野委員 一ツ瀬川土地改良区のことについて質問いたしますが、目的以外の利用ということでいろいろと問題が提起されているわけですが、現時点では目的外利用というのがされているわけですか。

○佐藤農村計画課長 現在、農政局を主体にした調査が実施されております。現在のところ、畜産で言えば畜産の飲用、あるいは畜舎の洗浄、農産物の洗浄、農機具の洗浄等があるようでございます。

○中野委員 畜産関係がかなり利用されているという話ですが、現実には、テレビ等で見れば、利用されているような報道がされております。今利用しているものについては、法律の中では正式の科目の中に受け入れというのはできないんですか。やはり簿外管理をしなければならないことになるんですか。

○佐藤農村計画課長 土地改良の施設は、かんがい事業として一定の農地の作物の成育に必要な水を供給するのが目的となっております。したがって、この目的に利用されていないということになりますと目的外利用となります。その際、是正の必要が生じることとなります。

○中野委員 となれば畜産農家は大変なことになると思うんです。今、農政局と一緒に調査をされておるような報道がされておりますが、今調査している内容は、そういうことを緩和せにやいかんという方向で調査されていると理解できるんですか。

○佐藤農村計画課長 畜産農家の経営あるいは地域経済に及ぼす影響が非常に大きいということでございまして、畜産の水利用につきましてはいろいろな利用形態があります。例えば、畜産で利用した水を家畜のふん尿とまぜ合わせて

農地に戻すといったような利用形態もございます。それが最終的には農地に水が戻ったということでかんがい用水とみなされるということで、いろんな水利用形態がございますので、農政局としては実態を慎重に調査した上で対応を検討したいということでございます。

○中野委員 今回の一ツ瀬川土地改良区が簿外管理した現金については、そういうこととみなされるような利用の仕方じゃなかったということになるんですか。

○原川農村整備課長 今、畜産用水は目的外というふうに報道されていますけれども、先ほど農村計画課長が申しましたとおりいろんな利用実態がありますので、まず利用実態を把握した上で、目的外なのかそうではないのかをきちんと判断しなきゃいけないということで、水利用の実態調査をしているということでございます。

今委員から御指摘のありました帳簿外の現金につきましては、土地改良法上、収支の予算、決算については総会または総代会の議決を経なきゃいけないということになりますので、目的外かどうかということを切り離して、そういう会計をやっていたというのは、明らかに土地改良法上不適切だというふうに考えております。

○中野委員 利用実態によって、目的内であれば正式な科目に入れられたということになるわけですね。そんなふうにしておけば何も問題はなかったわけですね。会計の仕方がおかしかったんですか。目的にかなうような利用ということが理解できていなかったんでしょうか。

○佐藤農村計画課長 先ほど申しあげましたように、一ツ瀬川土地改良区の事業の目的は、農地のかんがい、田畑に対する水の補給でございます。したがって、畜産に利用するという

こと自体、正確には目的外利用となります。畜産に利用される利用形態によっては、農地に還元されればかんがいに利用されたという解釈もあるということでございます。

○中野委員 水の問題は、昔からいろいろ水利権あるわけですから難しいものがあると思うんですが、畜産県宮崎県ですから、スムーズに利用できる方向を見つけていただいて、またそういう方向で指導していただければというふうに思います。

今、西諸と北諸で畑かん事業をやっております。特に畜産圏であります。この進めている事業について、畜産に水を利用もしたいということでの畑かん事業への参加というものはないんですか。

○佐藤農村計画課長 これも土地改良事業ののっとりた事業でございます。西諸も北諸の都城盆地も、いずれにしましても土地改良法に基づいて所定の手続、いわゆる受益者から同意をとりまして、かんがいの内容で公告をして法手続ののっとりた事業が実施されている状況でございます。畜産用水に利用する、飲雑用水に利用するということになれば、土地改良事業のメニューの中からうまく選択をして事業が実施できることになっています。ただ、西諸、北諸地区につきましては、営農飲雑用水、畜産用水の中身はございません。しかしながら、今委員がおっしゃいましたように、西諸、北諸は畜産農家が非常に多いと、耕畜連携でしっかり畑作営農をやっていかにゃいかんということもございまして、私としても畜産農家の今置かれている経営状況、飼料等のこともございますし、地域経済に及ぼす影響も非常に大きい。一ツ瀬の場合、水がとめられると影響が非常に大きいということで、畜産農家のことも考えながら、今

後、農政局が是非につきましては判断されることとなりますけれども、農政局と十分連携を図りながら、協議をしながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○中野委員 今、せっかく進めている西諸、北諸の畑かん事業ですから、畜産利用がもし考えられるようであれば、メニュー云々と言われましたから、利用できるようであれば利用できる方向で検討してほしい。水路もいろいろあって、別途転換ができるように、ぜひ指導していただきたいと思います。

○佐藤農村計画課長 土地改良法の中で、かんがい用水の目的外利用は、用途とか目的を侵さない中では多目的利用ができる内容の条項がございます。それを踏まえまして、受益者がかんがい用水を節水して水利権上余裕が出てくるということであれば——目的外利用になりますので、何らかの処置を講じて、代替水源がないとか、取水の方法が全くないということになれば、新たな水利権をとる、土地改良事業で実施した管路の使用料を取る、もちろん農林水産大臣の承認というものが要りますけれども、そういった所定の手続をとれば可能な道はございます。

○中野委員 ぜひ、西諸、北諸については一ツ瀬川の二の舞にならないように、要望しておきます。

それから、県下土地改良区の役職員を対象に、あしたから21日まで法令遵守の研修会をすることです。これは大いにやって間違いないように指導していただきたいと思いますが、ほかの地区を実態調査されるという計画はないわけですか。

○原川農村整備課長 あしたからコンプライアンスの向上、土地改良法上どういう役職員の義

務なり権利があるのかを中心に研修はやろうと思っています。他の地区への調査については、まずは一ツ瀬川土地改良区に関する調査をしっかりとやっていきたいと思っています。

○坂口委員 当初計画したときに、農家は長期の経営計画の中で、これだけの水道料金とか改良区の負担金ならば経営がやっていけるという見通しのもとで、自分ところから出ていく金を計算して乗っている事業なんです。当時の受益面積と現在の受益面積とではかなり差が出て、当初の目的では運営できないという現実がそこにあるんです。だから、水利の話になれば、当初はもっと目いっぱいの水は使えていたはずで、それだけの水利権を持っていたはずで、しかし、農家の厳しい状況が何十年続いた中で、今まで1万ヘクタールやろうとしていたものが5,000ヘクタールになって、理論の上では倍の水道料金を払わないと土地改良区は成り立っていない、維持管理ができていないという現実があるわけです。そうなれば、耕畜連携でも何でも、とにかく農家と名のつくところが必要とする水は使わせるべきだと思うんです。そうでなければ、今の土地改良の維持管理に必要なお金を公的に責任を持って、これしか使っちゃだめだよ。あんたたちが将来経営が成り立つと思った水道料金を納めれば維持管理ができるようにしてあげるからと。どちらかの整理をしないと、改良区をつぶすのか、それとも違法な抜け道を模索しながら何とか経営を維持していく努力を強いていくのか、どっちかしか選択できない現実があるということを言っておかないと、これは地元の名誉の問題でもあるんです。二の舞と今言われたから、あえて地元のために発言しておきます。何か考え方があったらお願いします。

○佐藤農村計画課長 委員おっしゃるとおりでございまして、この適否につきましては農政局のほうで判断をされることになります。それを待つ以外にないわけですけれども、私どもも本県の現状をしっかりと訴えながら農政局と慎重に協議させていただいて対応してまいりたいと思っております。

○榎藤委員 純粋な解釈でいくと、目的外使用だと皆さんも思われているような発言があったんですが、私はそうじゃないんじゃないかなと。言われたように、畜産のふん尿をまた使うとか、現実の問題として40%に近い減反を強いられるわけですね。そうすると坂口委員が言ったように半分ぐらいの稼働率になってしまうということですから、目的外の解釈の仕方に——畜産はどれだけかといったら、肥料という部分で貢献しているという循環があるんだと、水で洗ってどうという話もありましたけれども。そういう解釈でいけば、ここにも書いてあるように水利権云々というのかなり県に移譲されている部分があるわけです。もちろん農政局を通り越して県がそういう解釈はできないにしても、十分な協議をしていけば、今後は堂々と帳簿に上がってくる、第1の水利用、第2の水利用というものを確立しないと——さっき北諸云々という話もありましたけれども、そういう狭義の解釈ではなくて、ここに工場用水を引くわけじゃないわけです。そういうことで解釈すれば、今回は非常に不幸な事件だけど、起こったし、宮崎県は畜産県として全国でも有数ということですから、そういうものは農業編だという解釈でぜひ農政局等と協議をしてもらって、こういうものが簿外で何千万も収入があるということはいかんわけですから、根源はそこにあると思うんです。田に水を引くだけだよという解釈のと

ころにあると思いますので、十分にこの問題は今後改善されるように強腰で実情を訴えてほしいと思います。

○佐藤農村計画課長 委員がおっしゃるとおりでございまして、事業の地区にそれぞれ促進協議会等がございまして、それから南九州、鹿児島、宮崎にまたがります事業の推進連絡協議会というのがございまして、それから九州国営かん排の協議会というのでもございまして、委員がおっしゃったような要望も非常に強うございまして、私たちが一体となって国のほうに要望いたしているところでもございまして。

○満行委員 今いろいろ出て、農村整備課長、農村計画課長からいろいろな意見が出ていますとおっしゃったんですけれども、認識はあったんですね。そこが我々としては不満なんですけど、もともと畑地かんがい目的外には使えませんよ。目的外に使ったものは当然会計に入れられないから簿外の現金化していた。そういう不幸な事件だと思うんです。農水は農水省ですけど、局が違ったらだめよと、そういう縦割りの税金の使い方というのが今回大きくクローズアップされているのかなと。同じ農業だったら畜産だろうが何だろうがいいはずなんですけど、局が違ったら、この局以外に補助金使ったらだめよという今の国のやり方がおかしい。それをぜひ県としても国にしっかりと行ってほしいし、先ほど中野委員もおっしゃっていましたが、あしたから各土地改良区の研修会を行うということなんですけれども、その中で意見聴取してほしいんです。今回の問題について、目的外は使ったらだめという国の方針を現場の農家の人たちがどう考えていらっしゃるのか。我々と同じ気持ちだと思います。ぜひそういう気持ちをしっかりと受けとめていただいて、国に対して今回のよう

な不幸なことが起こらないように改善をしてほしい。税金を有効に使ったほうがいいわけですから、ぜひそういうスタンスで県としては動いていただきたいと思います。

○井本委員 どのくらいの量、何分の1とかそんなのはわかるのですか。

○佐藤農村計画課長 かんがい用水2,050万トンのうち今回の利用が35万トン、*0.8%くらいの量になっております。

○井本委員 牛は、今でこそ肉用牛だけれども、昔は機械のかわりに耕すのに使っていたでしょう。牛に水をやるのに、慣習的に何十年も前から同じ牛だと思ってやっていたということもあるんじゃないですか——あり得ませんか。我々が小さいころまでは牛を使ってましたよね。あのころは当然その牛にあげても問題はなかったわけでしょう。

○荒武畜産課長 懐かしい話が出ましたが、昭和30年代ぐらいまではそういうことでやっておりましたけれども、その後機械化になりまして、今は畜産経営体としての利用になっています。いずれにしても畜産は水がなければ当然のことながら経営ができませんので、有効に活用していただくような方向で何とかしていただきたいというのが畜産課としての希望でございます。

○井本委員 私が言うのは、やっているほうに違法性は感じてなかったんじゃないかという気がするんです。

○原川農村整備課長 今委員から指摘がありました、かんがい用水を畜産用水にも使えるようにできないかということにつきましては、国営の地区とか、先ほどあった推進協議会から要望はあって、そういう水の利用について広げることができないかということについては、国のほうにも数年前から要望している状況でございま

す。

○榎藤委員 15ページの下から4番目の生産調整の状況を数段階で把握していくということですが、これについては問題があつてこういう形で精密にしていこうということなんですが、宮崎県においては青刈りとかそういうものが現実にあるんでしょうか。飼料用の作物として。

○小八重農産園芸課長 減反を達成したいから稲を刈るという青刈りは、以前は何回かあったと思います。今は全くありません。

○榎藤委員 そうすると手続的には出荷なら出荷段階とか、あったにしても数量と面積でいいじゃないかというのが非常にややこしいんですが、本県は別にして、補助金申請について全国的には問題があるからこういう結果になったんだろうと思うんですが、そういうのは聞いておられますか。

○小八重農産園芸課長 19年の制度が、全部終わって達成しているかしていないかという報告しかないものですから、途中でどういう状況になっているかわからないんです。そういうことを非常に国は心配してしまして、種を配分されたときに稲を植えたか把握して、今委員がおっしゃたように青刈りもしなさいとかいう話も出てきていますけど、それはすべきじゃなくて、例えばホールクロップに回すとか有効な活用で達成していくと。19年が、達成しているかしていないか非常にわからなくて、最後になって過剰に作付されているとわかって、国は10月になって慌てて20年度以降の対策ということだったので、以前のようにステージごとに把握して、達成していなければ何らかの措置を講じるということでありまして。16年以降については青刈り等は一切ありません。

※52ページに訂正発言あり

20年の米は、緊急対策というのがあって、34万トンを超えて政府米に買い上げました。それと10万トンは飼料米に回すということで、タイトな需給状況になっています。20年が過剰となると、21年は需給が厳しい。そうなるので次の対策がないということで、そういう意味では国は20年に対して危機感を持ってこういう対策が出てきたというふうに認識しています。

○松田委員 15ページの新規需要米ですが、飼料用、米粉用、輸出用、バイオエタノール用を一つにくくる新たな仕組みを創出、何をどういうふうに創出するのかお教えいただきたいと思っています。

○小八重農産園芸課長 以前は、飼料用稲は飼料用稲で様式を出すとか別々にあったんですけど、新規需要米ということで、1つの様式の中に、私は飼料用米でつくりまします。そしてどこどこに出荷しますという契約を結んで、より簡単な形で取り組みができる制度に変えるということです。ただ、下のほうの新たな支援措置とも絡むんですけど、それをつくって何を支援するかというのは具体的に出てきていません。一部新聞等に報道されていますけど、私たちは正式なペーパー等ももらっていませんので、そこところはわからないんですけど、新聞等の情報で見ると、10アール5万円を何年間か新たに出しますよということもあります。いずれにしても、主食用と飼料用等の需要に区分けして、何とか主食用の需給を調整したいということでありまします。

○松田委員 国の考えがおりてきているだけで、細かい施策に関してはまだ煮詰まっていないうふうにとらえてよろしいでしょうか。

○小八重農産園芸課長 はい。具体的な要綱、要領等はまだおりてきていませんので、おりて

来次第地域と話し合っ何とか達成できるように、バイオエタノールということはないでしょうが、本県とすれば飼料用ということで積極的に対応したいと思っています。

○松田委員 ありがとうございます。またそれぞれ決まりましたら、早い情報の公開をお願いしたいと思います。以上です。

○井本委員 延岡の場合は、国土交通省は田んぼの9割ぐらいが霞堤の中に入ると認定しているらしいんです。ところが、生産調整のときにはそれをカウントできないということで、ちょっとおかしいんじゃないか。というのは、生産調整に応じないと、被害が出たときには、あんた調整していないじゃないかとペナルティーを課せられるということです。延岡の場合は9割方霞堤の中に入ってしまうので、要するに水浸しになるということです。それで裏作は全然つくられんのだということで、事情を言うてほしいということをおっしゃる農家の人がおったんですけど、どう考えられますか。

○小八重農産園芸課長 霞堤かどうか私も詳しくないんですけども、延岡は水稻以外のものがつくりにくいということで、水稻を多くという要望が強いことは十分認識しております。

○井本委員 認識しておるだけじゃなくて、あなたたちが国と交渉しておるわけでしょう。

○小八重農産園芸課長 国土交通省との交渉はしておりません。

○井本委員 そちらは農水省と交渉しているわけでしょう。国土交通省は9割方水をかぶると認めているわけですか。それを交渉の場には勘案してもらっていないとおっしゃるわけですか。同じ国なのに、どうなのかと。

○小八重農産園芸課長 延岡ではほかの作物がつくりにくいということで、今後、飼料稲とか

飼料米という形で推進していくべきだと思っています。今まで飼料米は制度としてはあったわけですが、実際は、キロ30円しかしないという状況で取り組むことがなかったわけですが、今後は新たな取り組みとしてそういう話も出てきています。県下平等に取り組んでもらうということが必要ですので、そういう中で取り組める形態として生産調整が達成できる米づくりをやっていただきたいと思っています。

○玉置農政企画課長 私の知っている限りですが、河川地域内に水田がある場合も、水田なので生産調整をお願いしているという形に国からの通達がなってきたと思います。水が浸る地域では、地域の中で配分を小さくするとか、収量が高い地域は生産調整面積を多くするとか、地域の中で配慮していただけるような形ができればということで推進してきた部分もあります。国土交通省の河川区域だからといって、農水省のほうでそこは楽にしてあげましょうという形には、残念ながらなっていないと思います。

○井本委員 いざ被害が出ると、「それはあんたたちが調整やっちょらんから」と、まともに扱ってくれんわけでしょう。延岡の場合はほかのものに転換しにくい。だから、しょうがなく稲作だけという事情があるんだから、その辺を勘案してほしいと言っておるわけです。ひとつ認識してよろしくをお願いします。

○中野委員 20年度以降の「米政策改革推進対策」、16年から少しずつ過剰作付がふえてきて、かなり需給バランスが崩れて、20年度以降の政策になるわけですが、宮崎県は幸いに過剰作付はないということでしたが、米単作地帯である東北地方を中心にかなりの量の過剰作付がありますよね。米に関する全国的な集まりがあると

思うんですが、まじめに守っている宮崎県からそういうところに向けて、農水省を通じてでも抗議とか文句等を言っていらっしゃるわけですか。

○小八重農産園芸課長 今回の20年以降の生産調整に向かって、国では2回、全国の農産担当課長会がありました。その中でそれぞれの県の事情と要望等についてお話をしたところですが、具体的に、「あんたここはもっと生産調整せよ」とか1対1の話はありませんけれども、国に対してはいろんな形で制度に対しての要望はしているところです。今回、7万ヘクタールと言われております中で、過剰な作付をされている県については、5万トンの過剰分の生産調整の上乗せがされたところです。もちろん本県にはそれはありませんでした。

○中野委員 まじめなやつがばかを見るようじゃいけませんから、まじめな県の宮崎県ですから、生産地域の県から少しずつ少しずつ押されてきて、宮崎県、南九州等は米から遠ざかっていくんじゃないかと非常に心配もしています。九州だってたくさんの方が米をつくっているわけですから、連携して東北地方に文句を言って、守らないときには厳しい措置を国がするように、強く抗議をするようにお願いしておきます。

○権藤委員 畜産課長にお伺いしたいんですが、午前中の質疑で、スギから家畜用の飼料をつくる技術が10年がかりで確立されたということですが、稲わらが不足しているときは鳴り物入りで林野庁の補助を受けたり畜産事業団の補助金を受けたりして技術がやっと確立したということですが、農家の需要、今はわらがあるから売れないのか、その現状をどのように認識しておられるのか。

○荒武畜産課長 のこくずの畜産利用といいますが、おっしゃったような稲わらの代替とかそういうお話だと思いますけれども……。

○榎藤委員 スギの皮です。

○荒武畜産課長 樹皮も含めて木質系を活用するという話は従来からありまして、一部普及もしております。ただ、これが一般的にならないというのはそれなりに理由があるんだろうと思います。のこくずについては数年前、畜産試験場でも調査していただきまして、生育等については普通のえさを使ったのと同じ成績が出ると、影響はないという話を聞いております。ただ、解剖所見では、それなりに負担があって、若干の内蔵の変形があったという話も聞いておりますので、課題も残っております。実際農家で10年来やっておられても別にどうもないという話も聞いておりますので、普及センター等もそれを踏まえて実態調査等もやっておりますので、技術体系が組めれば、それなりに普及していくのかなというふうに思っております。

○榎藤委員 非常に冷静なお答えなんですけど、林務と密接に関係があるわけです。間伐材等を使えないかということで、実験結果が出て今日があるわけですが、今からの重点は使う側だと思うんです。製造する1次的な生産者が考えるべきことかもしれませんが、稲わらがなくなったからと大慌てするんじゃなくて、今の木皮を利用した食用わらにかわるものが、栄養分が足りんとかいうことだったら、配合的なものを作ったら使えますよと。わらも問題があるわけですから、今の流れを見守るような感じも必要かもしれません。あくまでも経済ベースの民間の話ということ言えば、行政がどこまで行司ができるかということはあると思うんです。しかし、

今度またわらがなくなったらわっとそれを使ってみようかということじゃなくて、技術は確立されたと聞いているんです。先ほども言われたように食べさせても内蔵等に著しい障害はあるかないかわかりませんが、そういう結果も出ているわけですから、それを今度は消費の側、畜産農家の立場で、こういう飼料であればもっと使うんだがなとか、そういうのを行政も少し踏み込んで研究してもらって、上流域としては、間伐材がそういうものに使えるということになれば、間伐もコストが安くなるわけです。今これ以上答えを求めるのは難しいかもしれませんが、ぜひこれは推進を、両方またがる話としてお願いしたいと思っております。

○荒武畜産課長 先ほど言いました試験につきましても林務と連携を図りながらやってきたことがあります。その中で成果も出ましたので、やらないといけないとは思っておりますが、今のえさ高等ありますので、その対応策ということで、私たちとしては飼料作物をいかにふやしていくかということが第一であります。それから耕作放棄地の問題を解消しながらえさをいかにつくっていくかということがあります。同時に今おっしゃったような課題があると思いますので、それが有効な自給資源として活用できるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

○坂口委員 今、畜産課長が言われたとおりで、本会議でも、口蹄疫のとき間伐材が取り上げられて技術の検証を県が手がけられたというのもあったし、当時農大校の女子生徒がそれを研究テーマで全国表彰か何かいただいたこともあったんです。そこらを考慮されて、これを正面から見る必要がある。取り組みが途中で切れてたんじゃないかという雰囲気を受けたものだから

ら、その後かなりのものがデータとしてあって
もいいんじゃないか。これは要望しておきます。

○押川委員長 では、要望でよろしく願いを
しておきたいと思います。

それでは、10分間休憩します。

午後3時2分休憩

午後3時8分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

その他のその他で御意見はございませんか。

○満行委員 先ほど申しあげました、農業生産
法人の現状と課題についてお尋ねします。

○岡崎地域農業推進課長 農業生産法人につき
ましては、18年度で申し上げますと、目標248
経営体に対しまして実績は240経営体というこ
とでございます。生産法人数の本年度の目標
を260、21年度の目標を290というふうに定めて
おります。農業生産法人を含みます農業法人化
というのは、今後の本県農業、国の農業を支え
る上で、担い手と並んで大変重要な担い手の一
員と認識いたしておりますので、今後とも進め
ていきたいというふうに考えております。

ただ、農業生産法人の場合は、その組織化に
当たりまして、構成要員要件など厳しいものが
ありますので、そのあたりがネックになってお
ります。それを緩めるかどうかは、株式会社と
か農地取得の問題とも絡みますので、国のほう
で現在検討されていると考えております。

○満行委員 240の実績の中に、他業種から転
換した法人がどのくらいあるのか、大部分は純
粋な農業の現場から法人化されているのか、そ
のあたりはいかがでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 農業生産法人は、先
ほど240と申しあげましたが、いわゆる農業生

産法人以外の農業法人、例えばプロイラーとか
養豚、農地を使用しない法人を含めると、18
年度は525経営法人ございます。そのうち異業
種、他産業から移ってきた法人は24経営体で
ございます。

○満行委員 生産法人にはないわけですか。

○岡崎地域農業推進課長 参入している40の経
営体はすべて農業生産法人の形態をとっており
ます。

○満行委員 目標に向かって努力いただくとい
うのはわかるんですけど、先ほど課長がおっ
しゃったように、非常にハードルが高い、法人
の認可がなかなか難しいという話がちまたで聞
こえてきます。具体的に法人化したい方々のど
こが一番ネックになっているのでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 農業生産法人の場
合、農地法の規定でつくるということになりま
す。まず、主たる事業が農業であること、これ
は当然の話なのでクリアできると思います。そ
の法人の組合員、株主、構成員、いわゆる社員、
これがすべて一定の要件を満たさなくてはいけ
ないということでございます。例えば、その構
成員につきましては、つくろうとする法人に農
地等の所有権等を移転した個人であること、農
業に常時従事する者でなければいけない、その
法人から農業に係る物資の供給を受けた者であ
る、その法人の常時従事者である構成員が理事
等の過半数を占めている、かつその過半数が一
定以上法人の農作業に従事しなければいけな
い、このような要件がございますので、ここの
構成員の要件で非常に厳しいものがあると、い
わゆる単なる株主というのは認めないというこ
とで、かなり網がかぶっております。

○満行委員 結局は実態が専従体制になれば
許認可は難しいと理解すればいいんですか。

○**岡崎地域農業推進課長** 端的に申し上げると、そういうことで理解していただいでよろしいかと思えます。

○**満行委員** 専従というのは、具体的な従事日数まであるんでしょうか。

○**岡崎地域農業推進課長** 常時従事者ということで、原則として年間150日以上とされております。

○**坂口委員** 仕分け委員会絡みですけれども、営農支援課が農家の健康診断事業か何かで説明に苦勞された部分があったと聞くんですけど、この前の本会議で、愛みやざきの議員でしたか、産業開発青年隊をなぜ預けたという趣旨の説明があったと思うんです。そのときに、大綱に沿って民間でできるものは民間にとか、費用対効果という客観的な判断基準から洗ってきたときにたまたま残ったんです。だから、それを仕分け委員会にほうり出しましたという答弁だったと思うんです。本当にそうかなと思って、本会議だから間違いはないだろうと思って聞いていたんですけど。そうなると、似たような機関として、教育委員会以外の機関で農大校と高等水産研修所を農政水産部で持っておられますよね。そこらも似たような仕組みで、民間にやるたとえば学校だからできなくもないと思うんです。費用対効果となれば、金取って金もうけでやっているわけじゃないから、費用もかかってそれだけの実入りはない。しかし、宮崎の将来の基幹産業を続けていくためには、何としても行政が責任を持って育てなきゃこの産業は成り立たないという宿命で、青年開発隊も同じじゃなかったかと思うんです。農政水産部としてもそのような大綱に沿って洗い出しをして健康診断事業というものを出されたものなのか、それとも頭から何ぶかを拾ってこれをかけようといっ

たものなのか。仕分け委員会に対しての事業の出し方はどんなだったんですか。

○**米良営農支援課長** 私どもの持っている事業の主なものの中で、財政課と協議しながら、上げるものをどれにするかということで調整をして上げました。

○**坂口委員** 各部が基本的な考え方に沿って、だから総務部としては介入していないという説明だったような気がしますが、どんなだったんですか、答弁。今のから言うと、財政からこれとこれを洗えというようなことだったというんですけど、この前の本会議では、県土整備部長が答弁したんですけど、本来ならば総務部長かなと思っていました。まずは所管の中から一つのルールに沿って洗い出してきた結果、これが対象物件だったから、その物件を出しましたという説明だったような気がしたんです。今のを聞いていると、財政と詰めていってこれを出しなさいということになったということで、財政課主導、総務部主導なんですよ。各部で一貫性がないのかどうか、そこのところを説明してほしいということです。

○**米良営農支援課長** 最初、事業仕分けをやるということで、各課で事業仕分け委員会にかけられるような事業を出しなさいということで、こちらからこういう事業だと提案したものと、それをもとに財政課のほうからこれはどうかということで来まして、その調整をしながら決めていったということでございます。

○**坂口委員** 客観的な基準というものがまずあって、その中でこれに乗っかるのはうちの課としてはこれだよなということで出されたのか。それとも、この中からどれ出そうかということで出されたのか。2007との整合性です。

○**玉置農政企画課長** それぞれの課が何をやっ

ているか、中心となるような事業はこういうものをしっかり取り組んでいますということを仕分け委員会の先生にもわかってもらう必要がある。特に基準を示されて選んだわけではなく、うちの課はどういう事業をやっている、だからこういうものは必要なんだということをきちっと説明できるような事業を選んで委員の方々に説明をしたということでございます。

○坂口委員 本会議での記録がないからそのところはわかりづらいんですけど、少なくとも県の大きな2007の方針に沿って、この事業を洗ってもらわなければならないということで上げたという説明だったような気がするんです。それは別に置いておきまして。

農政水産部は、青年隊と似たような農大校と高等水産研修所を持っているんです。ところが、こういったものは仕分け委員会は何もわかっていないです。全体が見えるわけないです。費用対効果とか、民でやれるじゃないかといったら、ことごとく行ってしまいうんです。本当に行政というものが責任持っていれば、あのとき農大校も高等水産研修所も青年隊も職業訓練校も、教育委員会以外が持っている教育機関というのは全部上げる必要があったと思うんです。こんな大事な作業を民間に判断させて、県民代表、世論というものが不必要と言われたとき、それをやろうとしたらかなり大変なエネルギーが要ります。県民の方に理解いただくのに。そのところのルールを言っているんです。そういった大きいルールもないのにぼんぼんと各課が出されたのか、それとも財政が目をつけておいて、おまえのところこれを出さないかとやったのか、そのところの真相が知りたいということなんです。

○玉置農政企画課長 基本的には、各課で必要

なものちゃんと説明して理解をいただかないといけない。理解されないとそこは消されてしまう可能性がある。ですから、必要なものとして説明できる事業をこちらのほうでまず選択をした。財政課もそれを見たとは思いますが。中でも農大校と高水研の話がありましたけれども、農大校はそこの中では選定しませんでした。新規就農とかそういった観点で選んでやっております。もう一方の高水研のほうを選んで説明して、委員の方々に御理解をいただいたということでございます。

○坂口委員 こちらが必要を感じる限りは、それが仕分け委員会のテーブルに上がることはないということで安心しといていいということになるんですね。これを出せという方式じゃなくて、これについてはしっかり残すべきだというもの、それから残すためには説明が必要だというもの、内部でそれを選んで説明されて、残す必要があるとして残そうとされるのか。これは出す必要もないと、当然検討の余地もなく必要だと判断されたものは出さないということで、農大校とか高等水産研修所については仕分け委員会のテーブルに引っ張り出されることはないということですね、今のような状況の中では。状況が変われば別ですけど。

○玉置農政企画課長 事業仕分けは今年度限りで、来年度どうするかはまた別途検討ということですので、総務部、関係者と調整した上で、どういう出し方をするのか。我々としてはできれば必要なものはちゃんと認めていただくということが大事だと思っていますので、事業選定に当たっての考え方を総務部と相談していきたいと思えます。

○坂口委員 そうじゃなくて、そういうものがなくなれば安心ですよ。あった場合です。

それと、今、これが必要、必要でない、あるいは仕分けにかけるべきだという判断は内部でやった後で出すという説明だったんです。これを出せじゃない。ということは、疑う余地もなく、必要なものについてはわざわざ仕分け委員会にさらすことは今後ともないんですねということを探ねているんです。

○玉置農政企画課長 当然必要なものとするれば出す必要はないと思います。委員会の求め等あるかもしれませんが、基本的に我々のスタンスとしてはそういう形でいます。

○坂口委員 委員会の求めがあるかもしれないというところをはっきりしておかないと、先ほどはそういったものはないと、我々が上げていったんだという説明だったんです。ただ、委員会が求めるかもわからないというのと、必要でなくなるとか、検討対象になる時期というのは——少なくとも我々は意思決定機関です。県有施設、公の施設をなくすなくさないというのは我々の議決対象なんです。そういうものに対して、いきなりやられずに、必要性の有無の判断というのはまずこういったところで示されて、議会の判断も総合的に判断しながらしていかないと、そういう担保をここでさせていただきますという趣旨の発言です。

○玉置農政企画課長 我々としては、必要なものは説明する必要はないという意識もありますし、今年度はそういう形でやってきましたので、今後ともそういう形で進めていければと思っております。

○坂口委員 今年度も何も、2007の大綱に沿って全体の見直しをやっている中の一つなんです。だから、あれが一年一年方針が変わるわけではないんです。今の答えは、2007大綱の中でやっていくことについては、今後とも責任持ってい

かないと、仕分け委員会が名称が変わるだけでルールが変わるわけじゃないでしょう。だから、民間の方々が県のやっている事業の必要性の判断をするような場に、農政水産部が持っている事業をどういう形でほうり出していくのかということです。必要、必要でない判断は、今までの議論を見ていると、例えば土地改良区の水の使い方一つについても、我々の判断と行政判断は違うんです。だから、意思決定機関の中の一つの議決権を持っている我々との意見調整をした後でないと、出していっちゃだめじゃないかということを行っているんです。

○井本委員 要するにあなたたちは、必要なものは必要だと。必要じゃないものを出したわけですね。

○玉置農政企画課長 我々としては、やっている事業は全部必要だからやっています。委員の方々には必要性を理解してもらいたいと思って、中心的な事業等々につきまして御説明して理解を得ようと努力したということでございます。

○坂口委員 必要であるないは我々が判断することなんです。議会の意味って何なんですか。僕は二元代表制の一つで責任持たされて選挙を経て来ているんですよ。そこを勘違いしちゃだめですよ。委員の人たちの理解をもらうのが第一じゃないんです。そこを勘違いしちゃだめですよ。

○井本委員 全部必要だと言ったわけですか。

○玉置農政企画課長 基本的には、今言っている事業の必要性について御説明をしたところでございます。

○井本委員 必要じゃないか必要であるかというのは向こうが判断したということですか。

○玉置農政企画課長 委員さんの感覚で判断を

されたということです。

○外山委員 油が高騰してますよね。あらゆる業種が影響をこうむっております。農政の所管についてお聞きします。この前の決算委員会の質疑の中で出てきましたが、あのときは決算だったから余り突っ込んだ議論はしませんでした。そこで、油が高騰しての水産の現状、2年ぐらい前から大変な状況だということで県も支援策をしました。それからまた上がってきた。それから施設園芸を中心とした油の高騰の現状と見通し、そこ辺をまずお尋ねをいたします。

○桑原水産政策課長 水産業への影響と対策でございます。内燃機関で使うA重油でございますけれども、燃油高騰前の平成16年4月ごろと比べまして、昨今はリッター70円程度、約2倍程度高騰してきておりまして、カツオ、マグロといったような燃油をたくさん使う漁業を中心に相当な影響が出ていると考えております。県といたしましては、漁場の選択ができるようになりますと魚群を発見するためのコストが下がる可能性があるので、漁場の選択を効率的に進めるための海洋情報の提供システムを開発しまして、現在その運用を行っているところであります。

また、効率的な漁業を推進するための操業方法の改善や、グループ創業を推進するための国の事業もございますので、その活用について進めていく考えでございます。国のほうとも連携を図る必要がありますけれども、漁業経営の負担の軽減に努めるとともに、省エネ対策につきまして国のほうにも要望してきているところでございます。

○小八重農産園芸課長 施設園芸について、12月になりまして重油価格約85円と言われております。前にもお話ししましたように約2倍になっ

ていまして、非常に大きな影響を受けています。重油が上がって、経営としては、例えばピーマンの平均的な30アールの経営で、昨年の10月66円でしたので、これからすると所得で約90万ぐらい減っている試算になります。それと、重油にプラスしてほかの資材も上がっていまして、ビニールは5%、さらには農業用ポリが10%、肥料も10%、段ボールも10%ということで、経営に対して影響が大きくなっています。

○外山委員 まず、漁業について、今こういうことだということをおっしゃいましたが、実際の漁業者の経営は赤字か黒字か、採算がとれているかどうか。現況どうなんですか。

○桑原水産政策課長 漁業経営につきましては、燃油高騰前も相当厳しいものがあつたと思っております。国のほうの統計で言いますと、本県の主力漁業の100トン以上のカツオ釣り船でありますと、平成16年の時点で十分な収益を上げていない状況にありました。その後燃油が高騰してきておりまして、燃油代だけで数千万円上がっているのではないかと考えております。その分につきましては、一つには共同探索船を利用したり、速度を落とすといったような独自の工夫が相当されていると聞いております。特に海の場合は造波抵抗が大きいものですから、ある程度速度を下げることで燃油の使用量が相当下がるといったようなこともございますので、そのあたりにつきましては国と指導を続けているところでございます。そういう点では燃油の消費量は下がってきていると思いますが、燃油の高騰がこれだけ続いてきておりますので、厳しい状況が続いているというのは事実だろうかと思います。

他方、魚の値段、例えばカツオ等につきましては十分に上がっていない現状だと思います。

国際的な資源管理が進んできておりまして、そういう点では無秩序に漁獲量が増加するといったようなことは今後ないだろうと思えますけれども、魚価のほうに十分に価格転嫁できておりませんので、厳しい状況は続いているというふうに認識しております。

○外山委員 この前、カツオ、マグロ船が操業すればするほど赤字だということで、1カ月早く帰ってきたということがどこかの新聞に書いてあった。この前、串間のほうに用があって行きましたら、昼間、波も穏やかな中で港に船がずっと係留してあるわけです。漁業者の方に聞いたら、出たら赤字だと、しょうがないから船をここに係留して、自分たちは賃稼ぎにあちこち行くんだという話だったんです。現実としては、イセエビ漁なんかは高いから別として、カツオ、マグロ船を含め沿岸漁業いろいろありますよね。採算がとれてないんじゃないですか。

○桑原水産政策課長 漁業の過去の統計を見ますと、大幅に経営が黒字といったような統計は出ていません。ある程度魚がとれてもうかったときには人件費として船首、船員に配っているようなところもございますし、もうかっている時期は代船を早く進めて新船を購入して、漁獲する能力を高めるために投資をする傾向がございます。そういう点では過去の収益データと比較するのは難しい点がございますけれども、ここの燃油高騰でございまして、イセエビのような比較的燃油代がかからない、沿岸に近いところは影響は限定的な部分があるかと思えますけれども、漁船漁業で沖に出る漁業や速度を出すような漁業につきましては相当な影響が出ていると思っております。

○外山委員 非常に厳しいし、漁業関係者の話を聞きますと、ほとんど採算がとれていないと、

このまま行くと操業しない船のほうが多くなるんじゃないかという話を聞いております。

施設園芸は、ピーマン、キュウリ、マンゴー、温室ミカン等々あります。今の油の価格でこのシーズンをずっといったときに、平均的な農家で黒字が計上できるのかどうか、そこ辺の見通しはどんなふうに思っておられますか。

○小八重農産園芸課長 平均的な農家の過去5年の平均的な価格を、今の重油85円で計算しますと、ハウスマカン、メロン等は厳しい経営、要するに赤字経営になります。ただ、ピーマン、キュウリ、トマト等についてはかろうじて所得が出ているという状況です。いずれにしても、重油高騰が続けばすべての品目が厳しい状況になってきます。重油価格を下げるか、あとは何とか理解してもらって少しでも販売価格が上がることしかないと思っています。

○外山委員 漁業に関しては、今後どうするかということ为先ほど言われました。スピードを落とすとか、魚がおるところを探查してそっちに行つて効率的なとり方をしてもらおうとか。そのくらいかなという気がするんですが、農政のほう、木質ペレットの話はこの前決算審査のときに聞きました。これはいいです。そのほかに、部内で油が高騰した対応策を検討しておられますか。

○小八重農産園芸課長 一つは、細かい話ですけど、ビニールの破れているところをちゃんとふせてくださいとかチェックシート一覧表をつくって農家に配って、一つ一つチェックしていただきたいということと、もう一つは、省エネ資材ということで、17年度も導入しましたが、今回、国の事業でも補正が組まれましたし、県単の元気みやざきでもそういうものに対応する予算的措置もありますので、循環扇とか多段

サーモ、排熱回収装置、さらには多層被覆というような当面の対策を早急に入れて、年内、また国の事業は1月中には対応したいと思っています。長期的には木質ペレットとかヒートポンプ——ヒートポンプについてはNEDOの事業で一部補助が出るということですから、12月19日をめどに現地からの希望をとっているところです。そういう補助事業としての対応と自分のできるチェック、その2段階で進めているところです。

○外山委員 今、課長の対応策の中で出てこなかったんですが、低い温度で育成できる作物の研究開発には取り組んでおられるのでしょうか。

○齋藤総合農業試験場長 現時点ではまだ取り組んでおりません。ただ、全国的な状況ですので、多くの品目についてそのような研究を共同研究でやろうということで、国の機関への要請等は行っております。

○小八重農産園芸課長 先ほど抜けましたけど、一部には品目の転換を考えている方もいらっしゃるし、例えばハウスミカンでは早期加温タイプから少加温タイプへの作型変更、マンゴーについても早期出荷タイプから後期出荷タイプへの変更、なるべく油を使わない形で取り組んでいます。ただ、現状の品目で温度を下げてやっていいかということ、温度を下げることは、今までの経験で、例えばピーマンの18度を下げると決定的に収量が減りますので、収量を一定に保つためには最低限の温度は保ってほしい。長期的には作型転換とか品種転換も考えていく必要があると思います。

○外山委員 私は、今までの発想を超えて、温度を5度ぐらい下げても育成できるような品種の改良というか開発に、こういうときだからこ

そ思い切った研究費を投入すべきだろうと思うんです。試験場長、研究開発費が欲しいでしょう。どうですか。

○齋藤総合農業試験場長 私の立場からはなかなか言いにくいところなんですが、そのようにまた部内でも協議させていただきます。

○外山委員 そこで、予算のまとめは農政企画課長のところですから、こういうときだからこそ研究開発に予算を投入すべきだと思うので、ぜひ財政当局に熱い思いでそういうことを要求していく必要があると思いますが、どうでしょうか。

○玉置農政企画課長 来年度予算に向けて検討が始まっています。昨今の課題も踏まえた、それに早急に対応できるような事業を仕組みで、財政課には積極的に予算をとりにいきたいと思っております。

○坂口委員 その流れになっていくとは思うんですけれども、問題は、東北、北陸、北海道で施設園芸が物すごくふえてきているということです。それは寒さの中で油をたかんらんから、遠隔宮崎の施設園芸は今まで活路があったところも十分考慮してやっていかないと、安易に国に低温での栽培可能な品種改良をとって——これは10年、15年スパンだから近い将来のものではないけれども、トータル的なメリットも考えてやっていかないと。だから、当面は栽培技術をやっていって、寒冷地仕様の品種を開発していくというのは、暖かい地方の施設園芸には必ずしも有利とは言えないから、そこらは総合的に判断していただかないと。

○中野委員 県の出先機関再編のことについてお尋ねいたします。農林振興局と農業改良普及所の統合が話に出ておりますが、これが統合して、宮崎県下の農業の振興なり農家への指導、

何も支障はないものでしょうか。

○玉置農政企画課長 現在考えている案は、基本的に今の機能をしっかりと残したまま、担い手対策とか連携してできるところは効果的にやっていきたいと思っておりますので、支障はない形で進めていきたいと思っております。

○中野委員 10数年前に農業改良普及所が統合されたばかりです。それで普及所が今の体制になっているわけですがけれども、これを振興局と統合すれば、農業改良普及所は法律に基づいてあると思うんですけれども、振興局の全くの一部署内に押し込まれて不要論みたいなことになっていくんじゃないかなと、私は非常に懸念をするわけですがけれども、そういう先行きの心配はないですか。

○玉置農政企画課長 振興局と普及センター、それぞれ役割が違ってまして、普及センターは現場に出て農家の方々に直接技術指導、相談いろんな形での接点がございます。これについては未来もその役割は変わっていかないと思います。しっかりとその機能は残しながら、あわさってできる担い手対策、効果的にできることについてはしっかりと連携しながら取り組むという形で組織を進めていきたいと思っております。

○中野委員 課長は普及所の機能が変わらないというようなことを言われますが、もともとこの統合の問題についても、農政当局のほうから統合してもいいよということで総務課に出されたものですか。

○玉置農政企画課長 基本的に、組織につきましては行革の方針というものもございまして、この協議の中で、必要なものは必要なものとして残していくところと、組織として、離れていけばうまくいかないことを、接点を設けて連携

できることもあるんじゃないかという発想もございまして。特に担い手集落営農とかいろんな動きの中ではそういったこともございまして、そういったメリットをとりながらこういう形で進めているところであります。

○中野委員 農政当局のほうから提案して、こういう統合を県の再編の中に織り込んでもらうようにされたと理解できるような発言でしたが、それでいいんですね。

○玉置農政企画課長 基本的には行革大綱のもと、県の組織全体をスリム化していくという方針があって、その中で農林振興局と普及センターについては組織のあり方を検討するようというものがありましたので、それを踏まえてどういう形がいいのかということで、我々としてはメリットのあるような形での組織のあり方を検討して、今の方向を出しているところでございまして。

○中野委員 やはりこういうのはある程度までは抵抗に抵抗せんと、これは変な方向になるんじゃないかと非常に心配をいたします。再編とかこういうものは、何とか協議会とか委員会、審議会等ができて、そこのお墨つきをもらって専門家の意見を聞いたみたいな形で進められて、皆さん方が賛成すれば、それプラスアルファで統合あるいは再編が進んでいくと思うんです。きちんとした農政水産部というポリシーを持って、そういうところにもある程度は抵抗するぐらいの気持ちでしないと、農業改良普及所というものの形さえなくなっていくんじゃないかと非常に懸念いたしますから、その辺は心して対応してください、お願いしておきます。

○押川委員長 ほかにございせんか。

なければ、農産園芸課長、1点だけお聞きいたしますけれども、燃油高騰による対策の中で

二重、三重の被覆等もあったと思うんです。今、栽培進行中でなかなか三重被覆の仕事ができないということですが、申し込みをしておけば、作が終わったあたりに早速そういう対策を打てば、国の補助事業に乗るかという質問があったんですけれども、どんなでしょうか。

○小八重農産園芸課長 基本的には、19年度の補正予算ですので、国については19年度中という話、県単も19年度中ということで考えています。

○押川委員長 一応そういう話はしておきましたけど、気持ちとしてはやりたいけどなかなかできないものですかということでしたので、またそういう方向で伝えておきたいと思いません。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤農村計画課長 先ほどの井本委員の御質問で量の御質問がございましたが、2,050万トンのうち35万トンで0.8%と申し上げましたけれども、割り算の間違いでございまして、1.7%に訂正させていただきます。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様は御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時49分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、18日に行いたいと思います。開会時刻は14時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後3時49分散会

平成19年12月18日（火曜日）

午後1時58分開会

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	山下	博三
委員		外山	三博
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		中野	一則
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		権藤	梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課	主幹	壺岐	哲也
政策調査課	主査	千知岩	義広

○押川委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いたいと思いますが、採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、第4号及び第21号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように取り扱

をさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることいたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。昨日もたくさんのお意見をいただきました。ありがとうございます。また、皆様方のほうからどうしてもこれだけという御要望があればお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願

いいたします。前の夜でもファクスを流させていただきますので、お目通しをいただいて、修正があるときには事務局でも私でも連絡していただければありがたいと思

います。きのうもたくさん控えさせていただきましたので、できるだけ挿入をいたしたいとは思

いますけれども、先日、案を配付させていただきました意見書についてであります。意見書を提出することについて、何か御意見はござ

いませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 意見書を提出することについては御異議ないということになりますから、その

ようにさせていただきます。

それでは、意見書の内容についてお諮りいたします。

何か御意見はございませんでしょうか。一応修正をさせていただきました。

それでは、お諮りいたします。

意見書の内容につきましては、お手元の案文のとおりとして、当委員会発議として取り扱うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 分休憩

午後 2 時 4 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

1 月 23 日の閉会中の委員会につきましては、先ほど出たようなことで、魚関係と園芸関係をただいまから協議をさせていただきます、皆さん方のほうに内容がわかり次第送付させていただくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

その他何かございませんか。

何もないということでありますから、以上をもちまして委員会を終了いたします。

午後 2 時 4 分閉会